

平成27年第1回幸田町議会定例会会議録（第3号）

議事日程

平成27年3月9日（月曜日）午前9時00分開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 第2号議案 幸田町職員定数条例の一部改正について

第3号議案 幸田町議会の議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について

第4号議案 幸田町特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部改正について

第5号議案 幸田町職員の給与に関する条例の一部改正について

第6号議案 幸田町工場立地法第4条の2第1項の規定に基づく準則を定める条例の制定について

第7号議案 幸田町行政手続条例の一部改正について

第8号議案 幸田町税条例の一部改正について

第9号議案 幸田町子ども・子育て会議条例の制定について

第10号議案 幸田町保育所の設置及び管理に関する条例の一部改正について

第11号議案 幸田町子育て支援センターの設置及び管理に関する条例の一部改正について

第12号議案 幸田町国民健康保険税条例の一部改正について

第13号議案 幸田町国民健康保険条例の一部改正について

第14号議案 幸田町介護保険条例の一部改正について

第15号議案 幸田町いじめ防止対策委員会及び幸田町いじめ問題調査委員会条例の制定について

第16号議案 西三河地方教育事務協議会規約の一部変更について

第17号議案 幸田町手数料徴収条例の一部改正について

第18号議案 幸田町企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

第19号議案 町道路線の認定について

第28号議案 平成27年度幸田町一般会計予算

第29号議案 平成27年度幸田町土地取得特別会計予算

第30号議案 平成27年度幸田町国民健康保険特別会計予算

第31号議案 平成27年度幸田町後期高齢者医療特別会計予算

第32号議案 平成27年度幸田町介護保険特別会計予算

第33号議案 平成27年度幸田町幸田駅前土地地区画整理事業特別会計予算

第34号議案 平成27年度幸田町農業集落排水事業特別会計予算

第35号議案 平成27年度幸田町下水道事業特別会計予算

第36号議案 平成27年度幸田町水道事業会計予算

本日の会議に付した案件

議事日程のとおり

出席議員（１６名）

１番 中根秋男君	２番 杉浦あきら君	３番 志賀恒男君
４番 鈴木雅史君	５番 中根久治君	６番 都築一三君
７番 池田久男君	８番 酒向弘康君	９番 水野千代子君
１０番 夏目一成君	１１番 笹野康男君	１２番 内田等君
１３番 丸山千代子君	１４番 伊藤宗次君	１５番 浅井武光君
１６番 大嶽弘君		

欠席議員（０名）

地方自治法第１２１条の規定により説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 大須賀一誠君	副町長 成瀬敦君
教育長 小野伸之君	企画部長 大竹広行君
総務部長 小野浩史君	住民こども部長 桐戸博康君
健康福祉部長 鈴木司君	環境経済部長 清水宏君
建設部長 近藤学君	教育部長 春日井輝彦君
消防長 山本正義君	消防次長兼 消防署長 壁谷弘志君
会計管理者兼 出納室長 牧野洋司君	

職務のため議場に出席した議会事務局職氏名

事務局長 山本忠志君

○議長（大嶽 弘君） 皆さん、おはようございます。

早朝より御審議、御苦労さまです。

ただいまの出席委員は、１６名であります。定足数に達しておりますから、これより、本日の会議を開きます。

ここで、総務部長から、発言の申し出がありましたので、発言を許します。

総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 議長のお許しをいただきましたので、発言をさせていただきます。

本日、お手元に質疑事前要求資料を配付させていただきましたので、よろしくお願ひ申し上げます。

以上でございます。

開議 午前 ９時００分

○議長（大嶽 弘君） 本日、説明のため出席を求めた理事者は１３名であります。

議事日程は、お手元に配付のとおりでありますから御了承を願います。

日程第 1

○議長（大嶽 弘君） 日程第 1、会議録署名議員の指名をいたします。

会議規則第 120 条の規定により、本日の会議録署名議員を、13 番 丸山千代子君、14 番 伊藤宗次君の御両名を指名いたします。

日程第 2

○議長（大嶽 弘君） 日程第 2、第 2 号議案から第 19 号議案までの 18 件と、第 28 号議案から第 36 号議案までの 9 件を一括議題といたします。

説明は、終わっておりますので、これより質疑を行います。

質疑の方法は、議案番号順に行い、通告順とします。

発言は、会議規則第 55 条及び第 56 条の規定により、1 議題につき 15 分以内とし、質疑の回数制限は行いません。

理事者の答弁時間の制限はありませんが、議員の発言時間制限に鑑み、簡明なる答弁をお願いします。

初めに、第 2 号議案の質疑を行います。

13 番、丸山千代子君の質疑を許します。

13 番、丸山君。

○13 番（丸山千代子君） この第 2 号議案は、教育委員会法改正によるものであります。

それによって、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正することに伴ってのものでありますけれども、この改正の概要を見ますと、幸田町の職員定数条例の一部改正や、特別職の職員の報酬や費用弁償に関するもの、また、教育長の特別職となる一部改正、そして、新しい教育長の給与等の改正がちらちらと何点かにわたって挙げられているわけではありますが、そもそも今回は、この条例の改正そのものが、教育委員会制度を改正をする内容というものになっているわけでありまして、今回のこの教育委員会法の改正によって、教育の政治的中立性が守られないのではないかとということが、国会の中でも大きな議論となっているものであります。

そして、この教育長が、首長による任命でありまして、また、3 年の任期になるものでありますが、そうした内容におきまして、直接首長による任命、また、3 年間の任期という中での新教育長とはどういうものなのかということでありまして、その点について、詳しく説明がいただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会法の改正によります教育の政治的な中立性、そして、新教育長への御質問でございます。

まず、本議案にかかわります改正法、いわゆる地方教育行政法、これにつきましては、教育委員会制度についての新改革でございます。

教育の政治的中立性につきましては、教育の首長との関係ということになるかと思えます。

教育は、政治をはじめ、あらゆる権力からは、一定の距離を置くのが、これ原則であります。議員申されたようなその内容から判断いたしますと、この改正法におきまして

は、現在でも教育委員会の合議制の執行機関、これは、維持されております。よって、職務権限も変更されておられません。

具体的に申せば、教科書採択や教職員の人事などが挙げられます。改正前と同様に、教育委員会は、その最終的な決定権限を持つ執行機関という位置づけでありますので、政治的中立性は守られているものと理解しております。

次に、新教育長のご関係でございますが、新教育長につきましては、今回の改正の大きな目的の一つである責任の明確化、そして、迅速な危機管理体制、これが構築されたと思っております。

新教育長におきましては、教育委員長との教育長の一本化、そして、首長が議会の同意を得て直接任命する。

そして、教育委員会の会務を総理すると、教育委員会の代表となります。

任期は、先ほど、委員申されたように、3年ということでございまして、第一義的な責任者である教育長であることが明確化となったわけでございます。

先ほども申しましたように、緊急時の際には、教育長が、教育委員会の会議を招集します。迅速性、機敏性、機動性、こういったものが高まるものと期待をされております。

首長が、教育委員会を直接任命することにより、任命責任も明確になったと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろ申されたわけですが、今回の新教育長というのは、事務局のトップである教育長と、それから、教育委員会の代表者である新教育委員長と兼ねるポストになるものでありまして、今までは、教育委員を選び、その中から教育長を選んでいた合議制によるものであったわけでありまして、これが、直接、首長からの任命となることによって、この教育委員長は、廃止をされるということになります。

このことによって、教育委員会と新教育長の力関係というのが、制度上入れかわることになるわけではないかというふうに思うわけですが、その点については、どう解釈をされるのか、お伺いしたいわけでありまして。

現行では、教育委員の合議会によって、教育長を問題があったときには、罷免できる、あるいは、指揮監督できるということで、教育委員会が教育長の上に立つという中で運営をされていたところが、直接的には、今度は、首長の権限化におかれるということになれば、これが、首長が4年任期の中で変わっていく、そういう中で、首長の権限が教育委員会のほうに及んでくるということは、政治的介入につながるのではないかというふうに思うわけですが、その点においては、先ほどは、責任の明確化があるから、何らそういうものはないよと言われましたけれども、実際には、そのような制度上になっているわけでありまして、その点についていかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） まず、教育委員長でございますが、教育委員長は、教育行政のトップという認識でおりますし、現在、教育長との職務内容につきましては、教育長は、やはり事務方のトップというふうに考えております。

そこで、新教育長となる制度であります、やはり、先ほども申しましたように、やはり、何かあったときの教育委員会の招集だとか、それから危機管理だとか、そういった面では、やはり、非常勤の特別職が教育委員長でございますので、やはり、そこに一つ即時対応が、なかなかできなかったというようなことが指摘されたわけでございます。

幸田町はそんなことはないと思いますが、そういった意味で、今回の新教育長になるという法制度、これにつきましては、やはり、そういう制度となる重要性は十分認識をして取り組んでまいらなければならないと思います。

また、首長の権限の問題のことを問われましたが、この教育制度改革においても、そういったものが何ら従来の法律と変わりません。教育委員会の職務権限、これは、変わりませんし、また、首長の職務権限も変わらないというふうに認識しておりますし、また、総合教育会議、これが新しく持たれます。ここにおいても、やはり、町長と教育委員会の連携ということでもありますので、ここでこういった場を設けた意義は大きいなど、町長に職務権限が何ら移行することもないわけでございますので、そういった今までと同様な考え方でいいのではないかなと思います。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そもそもこの教育委員会法の改革につきましては、大津のいじめ事件がきっかけとなったということでもあります。その大津の事件のときには、教育委員会が機敏に対応しなかったということで、そのようなことが一つのきっかけになったということでありまして、これが、今回の教育委員会法の改革につながったというものであります。

また、首長の政治的介入はないよと言われたわけでもありますけれども、しかしながら、この総合教育会議、これが新たに加わって設置をされたというものであります。この中で、この会議は、今度は首長が招集をする、今までは、違ったわけですね、ところが、今回のこの総合教育会議の設置は、首長が招集をし、そして、首長及び教育委員会によって構成をされ、その中で、今度は、大綱を策定をするということでもあります。

その大綱は、国の方針をもとに決定をしていくということでもありますので、そうした点からすると、まさに首長が教育行政に首を突っ込むということに制度上なっていく、組織図になっていくものでありますので、その点については、どう説明されるのかということではありますがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 首長の招集による総合教育会議の観点からの政治的介入というような御質問だと思います。

御承知のように、総合教育会議は、教育行政の大綱だとか、そして、教育行政にかかわる基本的な方針、こういったものが協議される場と、教育委員と膝を交える場ということでありまして、このことによりまして、首長による教育行政に果たす責任や役割が明らかになると思います。

そして、首長が公の場で、教育行政について協議することが可能になったということもポイントではないかなと思います。

これは、首長と教育委員会がさらに密接な関係を図る上で、そして、ここの施策について合議を担っていくということでありまして、何ら、今までと変わりはないわけでございます。

要は、教育行政の執行機関は従来どおり教育委員会であります。総合教育会議で首長と教育委員会が協議を行うこと、そして、最終的な教育行政の権限は教育委員会に担保されておるといふふうに認識しております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） いろいろ申されるわけでありますが、しかしながら、今までは、教育長は、教育委員、そして、その教育委員の中から合議によって教育長が選任をされるというスタイルでありまして、そして、それが議会にかけられ議決、案件となってきたわけでありますが、それが、今度は、教育長の任期は3年になって、そして、直接町長が選ぶということは、今度は、教育長は、教育委員ではないわけであります。

ですから、そうした点におきまして、従来の教育委員と教育長との立場が変わってくるというふうに思うわけでありますが、そうした点での立場の違いというのは、認識されるのか、それとも今とは変わらないというふうに考えられるのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 新教育長は、議員が申されたように、教育委員会の代表ということでありまして、その委員ではございませんが、教育委員会を組織する重要な後人ということになるわけであります。

やはり、その権限、そして、責任、これは、教育委員長が持っておりました責任が加わるわけですので、第一義的なトップということ、先ほど申し上げましたが、より責任が明確になるものだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは、国の法改正を受けて制度が変わるわけであります。

そうした点におきましては、先ほど質問いたしました総合教育会議の設置、大綱の策定というこうした問題につきましても、町長が招集権を持っているという点からすると、やはり、密接な関係といいますけれども、それが適切に政治と、それから教育が切り離された形の中で中立性を保ちながら運営をされるなら、それが担保できるなら問題はないわけでありますが、しかしながら、例えば、問題でありますけれども、大阪市の問題で橋下市長が教育行政に介入をしてくるというような問題も起こってきております。

それが、やはり、この制度の改革によって、首長の政治的介入が懸念されるというのは、明らかではないかというふうに思うわけであります。

私は、首長が政治的中立を持って、教育行政、いわゆる教育の整備環境、こういうものを整えるために執行機関として、対応していく合議によって行われていく、それであれば問題はないわけでありますが、しかしながら、この制度そのものがそういう内容を含むものではないかということは指摘できるかというふうに思います。

次にまいります。この条例は、4点ほどの改正によって成り立っているわけでありまして、その中で、今回、教育長の任期までは、現行どおりで運用していくよとい

うことであります。

この現行と改正後の教育長の給与の総額というものはどうなるのか、お尋ねしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 総合教育会議における政治的中立性という視点からの御質問だと思いますが、教育会議の場で何が協議されるかというところがポイントではないかなと思います。

やはり、そこで、政治的なことが言われるわけではなくて、教育の基本方針、そして、例えば、学校の耐震化や学習環境などへの予算、こういったものを伴うもの、こういったものが、大きく基本的な方針ということが協議の場となるわけでございます。

そして、その総合教育会議の役割であります。先ほども申しましたが、教育委員会と首長で構成される会議でございますので、やはり、きちんとそういったものを話し合う場、そして、双方の職務権限はそのまま維持したままという大原則がございますので、いわゆる首長が政治的教育行政に介入するというような、先ほど、ちょっと申しましたが、人事だとか教科書だとか、そういったことはないわけでございますので、よろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほどの中の現行と改正後の教育長の給与の総額の差ということでございます。

年間26万3,500円の減額となりますが、今、委員が言われますように、附則第4項の規定に基づき、現教育長の任期中に限り、改正前と同じ計算方法を適用しますので、今回の改正に伴う現教育長の給与総額には、変動はございません。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） これは、幸田町の教育長の給与、勤務時間、その他の勤務条件に関する一部改正によりまして、新教育長となった場合には、26万3,500円の減額となる。しかしながら、この4つの改正内容は、現在在職する教育長は、現行どおりということからしましても、新教育長も廃止をしない、継続、それから、教育長も現行のままということであるので、わかりました。

それと、先ほど言われました総合会議の中で、何らそうした政治的介入はないよと言われましたけれども、しかしながら、沖縄の竹富島の教科書問題にもあります。あるいは、島根県の問題でもありますけれども、教育委員会が、例えば、その教科書を採択をしていく場合に、国の意図するところの教科書を採択をするというようなことで、住民からのいろんな反対等もあり、そして、大きな問題となってきた、このこともあるかというふうに思うわけですが、それが、今の教育委員会の会議の教科書選定にあたってそのような問題が起きている、戦争美化の教科書を採択をし、それを教育に持ち込むというような問題であります。それが今回の総合教育委員会の中で首長が招集をすることによって、首長及び教育委員会によって構成をされ、会議が行われるわけですので、そうした問題もなきにしもあらずということでもありますけれども、その点については、どうお考えなのかと。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 教科書の問題については、先ほど部長も申し上げましたが、総合教育会議のまず議題になってこないと、載せていただくつもりもないし、載ってきても議論はしなくていいと思っております。

合わせて人事に関しても、総合教育会議の議題にはしてはいけないと思っております。

それから、教科書の採択について、これまでも国や首長の意見を伺ったこともありませんが、強要されたこともないので、引き続き、これについては、分離して考えていくものと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 現在は、そのように行われているというふうに思いますが、しかしながら、直接的に、今度は首長が新教育長を任命をするわけであります。

それが、首長の意図するところの新教育長が、実際、今度は、教育委員会を統括していくわけでありますので、その新教育長がそうした思いを持って行くとすれば、当然ながら、その新教育長の考えが下に及んでくる懸念があるのではないかというふうに思うわけでありますので、そうした点で、現在はやっていないかもしれませんが、しかしながら、その新教育長の権限下に置かれる教育委員会というものが、中立を保っていいのかという問題であります、その点においてはどうかなのではないかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 新教育長における教育委員会権限のことですが、これにつきましては、新教育長の権限についても、教育委員が一定の権限の乱用を防いでおくというところをごさいますて、教育委員は、3分の1以上の意見によってなるべく早く教育委員会を招集すべきだという規定をもたれました。

よって、そういった教育行政執行の第一人者となります新教育長に対しても、一定の歯どめがかかるというようなるルールがございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、教育委員会、教育委員の権限、これが、今までは教育長も教育委員でありますので、同等の合議会によって、それが協議の場で執行されていくわけですが、ところが、今度は、教育長がその合議会の場で、教育委員さんの合議によって、新教育長を見守る指揮監督というものの権限というものが、どうなるかということでございます。

ですから、とにかく教育委員さんが教育長の指揮監督のもとに置かれる場合、それが果たして可能なかと、懸念がするわけでありますので、幸田町の教育委員会において、大丈夫だよということが言えるのかということでもあります。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 委員申された新教育長の職務権限の部分ですが、法の14条の2項がございまして、そこでもはっきりと、委員からの3分の1と、先ほど申し上げましたが、こういった附議すべきものを遅滞なくということですので、次の定例教育委員会までにというふうに理解しますが、これを招集して、その意見をお聞きす

るという場を設けなければならないということになるわけでございます。

よって、現在においても、そういった教育委員会の一員である教育長との連携もしっかりしておりますし、幸田町によっては、何ら問題がないというふうに理解しております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の条例の根本的な問題は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、この法の改正を受けて条例改正という形であります。

振り返って、日本の戦後教育の原点、いわゆる民主教育の原点という点でいきますと、教育委員は、どういう形でその民主教育の先頭に立ってきたのか。

それは、教育委員は公選性だったわけですね。つまり、議員と同じように有権者によって教育委員が選ばれる、こういう仕組みで民主教育のスタートが切られた。しかし、2、3回やる中で、実態的に公選による教育委員の選出という点で、いろんな問題点が出されて、現在のような仕組みになってきた、こういう一つの仕組みある。それと同時に、教育委員会で、幸田町でいけば、5人の委員によって構成をされると、5人の委員によって、その5人の委員の中の互選によって教育長が任命をされる。さらにまた、教育委員会の中に教育委員会の最高責任者という形で、教育委員長がつくられている。

この教育委員長には、教育行政にかかわる絶大な権限と、こういう言い方が適切かはともかく、相当数の権限が集中をされております。

御承知のように、教育委員長は、非常勤という形の中で、幸田町を含め多くの自治体が教育委員長に属する職務権限、すべからく教育長に事務委任されているのです。

それは、文書によって教育委員長から教育長に事務委任をされる、そして、事務委任を受けた教育長は常勤だと、こういう形の中で今日まで教育委員会の運営がされてきた。もちろん、教育委員会の会議の招集は、教育委員長、教育長ではないと、こういう形の中で、事務委任が進んできた中で、実態として教育委員長がどういう任務と役割を果たしてきたかということが、今回、廃止をされる中で問われてきている問題だというふうに思います。

したがって、教育委員会における教育委員長の任務、権限、事務委任をした、それは結果の問題です。今、法によって与えられている教育委員長にかかわる事務権限、責任の問題は、どういう形でされているのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員長に係る職務権限といいますと、先ほど申し上げておりますとおり教育委員会の職務権限が示されております。法によっても示されております。教育行政のトップという認識でおります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） トップであるよと。一言で言えばトップ。トップということは、職務権限がそのトップの集約されている。その集約されている任務と権限が非常勤だというようなことで、常勤の教育長に事務委任をして、その事務委任の内容は、具体的に

はどういうところまで及んでいるのか。すっと言ってもすっと言ってこないと思います。

しかし、例えば、教育委員長の事務権限が100としたときに、100%、じゃあ、教育長に事務委任をしているのか、これは、やっぱり法違反なのです。そこら辺は、どこら辺の見解まで事務委任がされているのか説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 事務委任の関係でございますが、教育長への事務委任は、事務委任規則がございます。ここで、はっきりと申し上げておまして、それ以外は、全て事務委任ということでありまして、教育委員会に付さなければならない事案というのが、項目列挙されております。

例えば、条例委員の任命だとか、教職員の人事関係だとか、そういったものを含めたものがございまして、それ以外は、教育長に事務委任をされたというふうに認識しております。

この具体的にといいますと、それ以外というようにしか言いようがございませんので、申しわけございませんが、そういう理解をしております。100%ではございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この法の改正によって、いろんな問題点は出されております。しかし、ものはどういう形で見えていくのかという点でいけば、私は、改正後においても教育委員会は合議制の執行機関、その意思決定は教育長及び教育委員による会議で、出席者の多数決によって決められていく、つまり、教育委員会委員の役割が引き続き重要であるという点でいけば、基本的な問題としては、大きくは変わらない、私はそう思います。

ただ、そうした中で、今回の改正を受けて、3つの仕組み、それは、3つの仕組みというのは、首長が関与を強める、この内容が、改正法の中で強行されました。この3つの仕組みというのは、具体的には何なのか、この3つの仕組みが、執行されることによって、教育行政の中立性、もう一つは、首長の関与という点では、どういうふうに変わってきたのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 委員が申されましたとおり、教育委員会は、合議制でございます。

委員が申されたように、大きく変わらない、そのとおりだと思います。

そして、関与する今回の大きな3つの仕組みということでございますが、教育委員会制度、これは、民意の代表する首長、そして、教育行政の責任者の明確化、連携強化と、こういったものが図られるということで、大きく3つといいますか、4つといいますか、あると思いますが、まずは、新教育長のことであります。

首長から直接任命される新教育長ということでありまして。これについては、教育委員会を全てを代表するという位置づけであります。

経過措置もございますので、その点は、現行では何ら変わりはないというふうに思っております。

2つ目が、総合教育会議であります。

これは、教育行政の基本的な方針というものが、協議をされるということ、これは、

4月1日から町長部局において対応されるということでもあります。

3つ目が、これが、3つ目か4つ目かということですが、総合教育会議の中で、大綱を策定しなくてはならないよというところでございまして、現在、その策定を目指しておるという段階でございますので、今後、関係部局と調整、取り組みをしてまいりたいと考えております。

以上、3つだと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう中で、結局、わかりやすく言えば、3つのねらいというのは、1つは、新教育長については、首長が任命をして議会の同意を得る、こういう形になる。

ですから、いきなり首長が、この人が教育長だと、今、小野さんが新しく選ばれたときに、町長は、教育委員の任命についてという形で、議会の同意を得られた。その経過の中で、町長に、今度、専任をされる小野教育委員は教育長かどうなのだという質疑がかわされたけれども、それは、踏み外しもいいところ。オーバーランというよりも、自主性を教育長の任命は、教育委員会が行う。

しかし、教育委員を提案をした議会の町長に対して、教育長の考え方は何だといって町長に正す。これは、とんでもない話だと。今回の条例の先取りかなというふうに思うわけですが、1つは、そういう新教育長の任命権限、そして、教育大綱、これは、首長がつくる。

だから、そういった点でいけば、教育委員会、あるいは、教育の政治的中立性という点でいきますと、大きな問題がございます。

そして、3つ目は、総合教育会議。これが、今回の法改正の悪い部分というふうに思います。

ただ、そうしたときにも、教育委員の集まりである教育委員会が、最終的な意思決定の機関であるということなのです。という点からいきますと、首長にオールマイティの権限が与えられているものではないと、そういう点で言いますと、要は、教育委員会が、この法の改正を受けて、ああ俺のところもうあかんわといって物事を投げてしまうのかと、それとも引き続き、政治的中立として教育行政にかかわる決定権、執行権、予算がないのが、予算をとってくるのがなかなか難しい、そういう点での弱点はあるけれども、現行と基本的には変わらない。

変わらない中で、教育委員会がその自主性と政治的な中立性をきちんと確保していくかどうか、こういうことが、私は問われてくる問題だと思います。

そういったことも含めて、議会の同意を得て任命をしますけれども、首長から独立をする、そして、民主教育の原点と言われている内容も含めて、今後の対応の問題、この問題は大変重要であります。重要ではありませんけれども、余りそれを重要だ、重要だということではいきまうと萎縮していくのです。萎縮したときに、先が見えてくるのは何なのか、前に立ちだかる途方もない壁がぶつかる、そこからは何も先が見えてこない、しかし、首長はオールマイティではない、現行の教育委員会制度の中における教育委員会、及び、教育長の任務権限というのは、引き続き重要という点で、今回の改正をどう

乗り越えていくのか、先ほど、申し上げた3つの仕組みの中で、どう改革していくのかという点で説明、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 教育委員会制度改革における首長からの独立という大きな観点からの御質問だと思います。

教育委員会に求められておるものは、やはり、政治的な中立性が柱の一つでございます。

教育委員会は、先ほども申し上げましたが、合議体の執行機関、何ら変わるものはありません。

そして、意思決定、これも反することは教育長はできないということで、はっきりとその教育委員会の組織においても牽制がなされるということでもあります。

また、最終的な執行権限、教育行政でございますが、これは、首長ではなく、教育委員会に担保されておるという理解、これは、何ら委員が申されたことに異論はございません。

ただ、首長からの独立性の確保が問題だということではありますが、これは、独立性というのは、先ほど言った中立性ということだと思います。

これは、先ほども申し上げておりますように、町長の職務権限の部分、また、教育委員会の職務権限の部分というのは、明確に法で示されておるところでありますので、従来どおり、教育の政治的な中立性、独立性は守られているというふうに解釈しております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、必ず、それはきちんと守っていただかないと、一つ許せばどんどんときの首長がどうのこうのではなくて、ときの首長の判断によって、教育行政が大きくねじ曲げられていくというのは、今、大阪市における橋下市長のもとでの極めて乱暴な、なんでも俺が大将だと、お山の大将おれ一人と、俺にはむかうやつは全部首を切ると、というような形の中で圧倒的な勢力、いわゆる権限が集中している、こういうところに立ち向かっていく、それは、教育として、当然やっていけないといけないこと。

そうしたときに、この問題は議論をしたのが、昨年7月17日の国会も含めて、文科省から通知文が届いております。

それは、地方教育行政の組織と運営に関する法律の一部を改正する法律について、その通知だと、それが、16ページにわたっております。

その中で、この言われているのが、教育委員会制度発足の今度は3つの根本原因、3つの根本原因は何かということがされております。

1つは、中央集権でなくて地方分権だよ。

2つが民意の反映。要は、レイマンコントロールという形で注釈がついているということです。レイマンコントロールというのは、わかりやすく言えば素人の集まりだよと、言い方は。民意というものは、専門的分野で知識や経験を積んでいる人もおるでしょう。

しかし、民意というもので、それを、ふるいにかけたときに、どういう選択が出てくるのかという点でいけば、素人による集まりだよと、こういうレイマンコントロール、

つまり、民意の反映をなさいよというのが2つ目。

3つ目は、一般行政職、いわゆる首長からの独立だと。これが、国会における文科省の答弁であります。

この内容について、あなた方は、当然、熟知されていると思いますけれども、これをどういう形で、形ではこれはわかります。中央集権ではなくて地方分権だよと、民意をきちんと反映せよと、一般行政職、いわゆる首長からの独立だよと、その担保の問題については、いろんな万代から懸念が表明をされております。

要は、その懸念に答えて、現行と変わりはないですと、要は、基本的には、根本的にはそうだと、現在の職務権限の問題も含めていくなれば、法の改正、あるいは、条例の改正を受けても、根本的には、決定権は教育委員会にある。その教育委員会を、代表するという形が、今まででしたけれども、必ずしもそうではなくて、今度は、首長が、いきなり教育長はこの人なりとって任命して議会の同意を得るという点で仕組みは変わりました。

変わりましたけれども、いわゆる教育行政における職務権限という点でいけば、教育委員会及び教育長の権限は何ら変わらないと、変わらない中で、この3つの根本方針については、どういうふうにとめ、今度、どう発展させていくのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 教育部長。

○教育部長（春日井輝彦君） 今回の改正法、いわゆる地方教育行政法の関係は、昨年、平成26年6月に成立したものでございまして、それを受けまして、議員が申された文科省からの通達、通知が出ておるといふふうに理解しておりますが、この3つの関係につきましては、何ら、今までどおりと、教育委員会特性といいますか、教育委員会の特徴といいますか、そういったものは、変わらないという判断を、その時点でもしたところであります。

首長からの独立性、当然、先ほどから申し上げており、行政的教育行政については、教育委員会というようなものが、その特性、そして、委員は、地方分権といわれたところではありますが、そのとおりだと思いますし、また、合議制ということもそれになるのではないかなと思います。

また、住民の意思決定、委員は、レイマンコントロールと言われましたが、要は、専門家のみではなくて、やっぱり、広く住民が、こういった教育行政を実現していくのだというようなことということで、何ら、それが幸田町で特に問題になっておるとか、そういうことではなくて、やはり、今後ともそういうものを引き続いて、教育行政に展開していくということが、教育委員会に求められているものだと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 要は、こういった法改正、あるいは、条例改正を受けて、制度としては、発足をしていこうと、こうなったときに、教育委員会がどうチェック機能を高めていくか、こういう職務、あるいは資質というものが、私は問われていくのだろうというふうに思います。

結局、現在の教育委員会がそうだというふうに私は思っておりますけれども、そうい

うことを言うと語弊があるのだろうけれども、一般論として申し上げる。

結局、教育長、あるいは、教育委員会事務局が、教育委員会の委員たちは、お飾りだと、こういう認識や感覚を持っておられるのではないかと。

そうしますと、教育委員会が現在も、改正後も最高の意思決定機関、権限を持つといったときに、教育委員会委員が、どうチェック機能を発揮していくのか、こういうことが、私は問われてくると思います。

そういった点で、先ほど申し上げた文科省の通知についても、教育委員会の委員による教育長に対するチェック機能を強化せえと、後は、いろいろと書いてありますけれども、そういう内容で、あなたがどうするのだといったときには、今度は当事者なのでものが言いにくいとは思う。

率直に申し上げて、現状、事務局の見方というのは、教育委員はお飾りだよと、形の上で、事務権限とか事務的な内容があるという形の中で、私も一時期、1回か2回、教育委員会の傍聴をさせていただきました。傍聴してそのときどうだといわれると、傍聴した案件にもよりますけれども、シャンシャンとは申しませんが、内容的にどうだったのかなという思いは持っております。

そうした点からいきますと、1つは、事務局のなすがままという点でいけば、教育委員会としてのチェック機能が高められないと、したがって、文科省からの通知については、私は、教育委員に、あなた方には、煙たい存在になるかもしれないけれども、教育委員の人たちにこういう形によってやった、ぜひとも権限を強めて、私たちをチェックしてくださいよというくらいの度量を持って対応していただきたいと思うわけですがいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 教育長。

○教育長（小野伸之君） 今、議員の心配されるとおりだと思います。

そうならないために、制度で変えていくところはありますが、そこで仕事をする私たちの覚悟が必要だと思っております。

既に、議員が先ほどおっしゃられたとおり、レイマンコントロールのために、この教育委員会制度があって委員が選ばれています。私が就任してからも、そういうつもりで委員さんとは話をしております。提案したものを黙って手を挙げてもらっては困るということで、意見をたくさん言っていただいております。

ただ、そこで提案したものがひっくり返るような提案をしておるようじゃ話にならないので、一生懸命考えて提案をさせていただいておりますが、それは、そのまま通していただけないと、委員さん方がみえてこそその教育委員会ですので、皆さんを本当に大事にしなくてはならないと思っておりますし、これからさらに、その権限は必要になってくると思っております。

ただ、先ほど、ちょっと話題になっていますが、総合教育会議ですが、これは、2つの執行機関が話し合うことであります。片方の言いなりにもう片方がなるということではありませんので、町長と教育委員会、私を含めた4人の教育委員が話をし、折り合わなければ従わないという選択をすることになっておりますので、そこは誤解がないように、総合教育会議で何か書かれても、議事録に載せても、それが決定でないというこ

とだったら、それは執行しないということになってまいります。責任は重いわけですが、そういう気持ちで取り組んでいきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 教育長の決意をお聞かせをいただきました。まさにあなたが言われるとおりだと。いわゆる教育の本質的な使命、それは、教育が不当な支配に屈してはならない、その行政機関も自主性を保つように制度的に保障をされるのが必要ですけれども、まだそこまでには至っておりません。

したがって、首長との関係は、独立した関係ですと、そして、教育委員会が責任を持つのは、直接的には、国民だけなのです。国民に教育行政にかかわる責任は、教育委員会がもって、この点だけは、首長の顔色をうかがってええっということではなくて、あくまでも民主教育の原点、それは、国民だよと、国民の意思に従ってという形で進めていただくことを求めて私の質問は終わります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第2号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前 9時55分

再開 午前10時05分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第3号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第3号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第4号議案の質疑を行います。

本件は通告なしであります。

以上で、第4号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第5号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 人勸による給与制度の総合的見直しというものが出されました。

それによりますと、平均2%の引き下げということでありますけれども、今回、町の職員の給与を、国家公務員に準じて引き下げるということでございます。

そこでお聞きをするわけでありますけれども、給与表の改正もありまして、非常に大幅な引き下げが給与表の引き下げが行われるわけでありますが、この内容について、説明がいただきたいと思います。

また、この引き下げによる対象人数と、一人当たりの影響額についてお答えがいただきたいと思います。

議案関係資料によりますと、この改正による影響額というものが出されております。

それは、全体の影響額が202万円の減額ということで、幸田町におきましては、1.9%の引き下げと説明が行われておりますけれども、それぞれの人数と一人当たりの影

響額についてお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まずは、1点目の今回の給与の総合的見直しでございます。

これにつきましては、3点ほどあるわけですが、給与水準の引き下げと地域手当の支給割合を見直すことにより、地域間及び世代間の給与配分の適正化。

あと2点目が、職員や勤務実態に応じた給与配分ということで、関係します管理職特別勤務手当を見直す内容でございます。

あと、実施時期として、4月1日からということと、あと地域手当については、段階的に引き上げるということと、あと激変緩和の措置のための3年間の現給保障をということでございます。

それと、今回の影響額でございますけれども、一人当たり平成27年3月1日現在の職員で試算しますと、職員総数が340人、対象者は266人であります。対象者のみの一人当たりの影響額は、平均7,600円程度でございます。

それと、あと職員全体で見ますと、一人当たり5,000円程度ということで、月額全体では、あらましの記載のとおり1.9%ということで、202万円の引き下げとなるわけでございますけれども、今回につきましては、先ほどお話ししましたように、附則第3号の規定によりまして、現給保障として3年間は、平成27年の3月の給与月額を支給をしますので、実際、今回の改正に伴う実質的な減額の影響はないということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回は、減額はないということではありますが、しかしながら、この給与制度の総合的な見直しが、公務員給与の引き下げにつながるわけであります。

そうしたことで、今度は、地域手当の見直しも行われるわけでもありますし、また、勤務体系に応じた見直しも行われるという中で、ますます地域間格差が広がるのではないかと懸念もあるわけですが、その点については、この地域手当の見直しということについての説明がいただきたいというふうに思います。

次に、管理職特別職員の勤務手当についても、今回の改正が行われるわけでありまして、災害への対処、その他の臨時、または、緊急の必要により、平日の午前0時から午前5時まで勤務した管理職特別勤務手当を支給をするということで、額が8,500円と4,300円ということになっておりますけれども、今、現行では、どのようになっているのかということと、今回の改正によって、金額が2つ挙げられているわけですが、平日、今までは、休日等の勤務手当が定められていたわけですが、この緊急における平日の手当を定めることによって、これが、金額が8,500円と4,300円というようなことになるわけですが、この額の決め方について、お答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、地域手当の関係でございます。

今回、地域手当について、国のほうで見直しをされておるわけですが、幸田町においては、国の割合でいきますと、ゼロ%で、今回の地域手当の改正においても、関

係は、変更はございません。

現時点で、幸田町については、3%の地域手当を支給をさせていただいておりますけれども、これにつきましては、変更を、今のところ考えている予定はございません。

次に、管理職特別勤務手当の関係でございますけれども、これにつきましては、現在、休日、週休日、及び、休日に勤務した場合に、現行についてそれぞれ支給をしております。

限度額のほうについて、上限について、条例で規定をしておるわけですが、それを規則のほうで規定をしております。

今回について、その規則は改正がございませんので、上限額の変更は、条例上変えておりますけれども、規則において、それについては変更をしております。

今回の新たな改正部分でございます。週休日等以外の平日の午前0時から午前5時までに勤務した場合がありますけれども、これにつきましては、上限が4,300円ということで、条例で規定をしております。

それを、今回、規則で規定をします内容につきましては、1回当たり、部長につきましては4,300円、次長につきましては、3,500円、課長、主幹につきましては、3,000円という形で規則で定めさせていただこうというふうに考えております。

それと、あと、今回の8,500円と4,300円の内容でございますけれども、これにつきましては、平成26年11月11日付の愛知県の総務部長通知に基づき、それを根拠に8,500円と4,300円を決定をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の平日の管理職特別勤務手当でありますけれども、午前0時から午前5時までという、この時間帯の中で勤務をすると、1回当たり4,300円、そして、3,500円、3,000円というものを規則で定めるということではありますが、当然、これは、深夜手当に及ぶわけでありまして、そういうのが、例えば、管理職にあってはこれが適用されないで、1回当たりの、これは時間は関係なく出勤をした手当がこの額で定めるということでもあります。

また、第3項の中で、8,500円を超えない範囲内ということになっているわけですが、これは、幸田町においては、4,300円というのが上限ということで、8,500円は、幸田町の中には設定しないということでもありますか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、支給の方法でございますけれども、平日の深夜0時から午前4時までに勤務した場合に、支給をするわけですが、例えば、10時くらいに災害対策本部が招集をされ出勤しまして、深夜明け方までいた場合には、当然、それは、部長であれば4,300円、次長では3,500円、3,000円と、それぞれ支給をされるわけですが、また、反面、先ほどの招集はしたけれども、例えば、2時とか3時に招集が解除されたといった場合、それは、0時から1時間とか2時間、そこに勤務したわけですが、それでも同じ金額4,300円、3,500円、3,000円という形で1回という形で支給をするという内容でございます。

それと、あと、8,500円の関係でございますけれども、これにつきましては、週休日、及び、休日に勤務した場合の上限でございます。6時間以下で勤務した場合は、先ほど言いましたように規則の変更はありませんけれども、部長につきましては、8,000円、次長につきましては、6,000円、課長、主幹につきましては、4,000円、それぞれ週休日及び休日に6時間以下勤務したら、それぞれの、先ほど言いました金額を支給するという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この金額を町長が規則で定めるということで、規定をされているわけですが、その規則を出していただけるかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、作成中で間に合うということであれば、出させていただきますけれども、現行の週休日及び休日については、現時点でも規定がございます。

それに新たに、この平日の0時から午前5時までのものを新たに追加をするという改正でございます。間に合えば、出していきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この額の決め方は、要するに管理職のポスト、部長、次長、課長、主幹という形の中で、額を決定をするという手当の額になっているわけですが、そこで、0時から午前5時までのとにかくカウントは、例えば、5時間も1回出勤ということで、勤務時間は関係ないということで理解をしてよろしいかどうかということであります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、勤務の1回を連続したという形でとらえますので、1回出勤すれば、それが、今、先ほど申し上げましたように、たまたま5時間であろうとも、その1時間であろうとも、3時間であろうとも、その0時から5時の間に1回勤務をすれば、その金額を支給をするという考えでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第3項の中の1つ目に、括弧書きであるわけですが、当該勤務に従事する時間等を考慮して、町長が規則で定める勤務をした職員にあっては、その額に100分の150を乗じて得た額とあるわけですが、この内容について、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、先ほど、6時間以下の場合の金額のほうを答弁させていただきましたけれども、6時間を超えた場合、長時間にわたる災害等で勤務した場合は、1.5倍という形で支給をさせていただきますので、6時間を超えた場合、部長にあっては1万2,000円、次長にあっては9,000円、課長、主幹にあっては6,000円という形で1.5倍の6時間以上を超えた場合は、支給をするという規定でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は、終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 議案の関係の第10条の第1項中という形で、ここで監督職員、こういうのがつけ加えられております。その後に、休日及び週休等という形でついて回るわけでありますが、その話は後で回しますが、ここで申し上げるのは、管理監督等の職員という定義づけの内容であります。どういうことで進めていかれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 管理監督職員ということの定義規定でありますけれども、これにつきましては、管理職手当の適用を受ける管理職のことであります。

本町では、管理職のうち、部長級、次長級、課長級、主幹級の職員が該当するという考えでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、管理職手当を支給される職員は、すべからく管理監督の職員と、こういうことですね。

そうしたときに、次に出てくるのが、午前0時から午前5時までの時間、この午前0時から午前5時というものの時間の考え方、まず、そこら辺からお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 考え方ということでございます。基本的には、月曜日、金曜日の午前0時から午前5時を指しております。

連続する勤務の始まりから終わりまでを1回として、取り扱いをさせていただいて、その中、今まで午前0時から午前5時まで緊急災害等で出動した場合でも、手当等は出ていなかったわけですが、0時から5時の間に1時間でも2時間でも勤務をしておれば、それは、それぞれそこに記載のあります金額を職に応じて支給をさせていただくという今回の改正内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 私は、そういうことをお尋ねしたのではない。

月曜から金曜までの平日だということを限定している。休日の関係はどうなのだということがあります、そういうことをお聞きしたのではなくて、なぜ午前0時から午前5時までかという時間の考え方、それをお尋ねしたかった。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） これにつきましては、当然、国の法律が変わりまして、それに伴いまして、今回、条例を改正をするわけでございます。しっかりその中を勉強したわけではございませんけれども、当然、平日の午前0時から5時のその間に、寝ておる中で出動をすると、災害対策本部等に招集をされるということで、それについては、やはり、手当等で支給したほうがいいのではないかとということで考えられて、国のほうで、今回、法律を改正をされたというふうな内容ではないかというふうに思っております。

今まで、平日の夜寝ておる中で、その中でも、災害があれば、当然、住民の生命、財産を守るために出動をするのはもちろんでありますけれども、そういう中で、手当を支給するということが、法の改正の趣旨ではないかというふうに思われます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 堂々めぐりをするような感じですが、平日である、これは、ここで平日、あるいは、休日等も含めて、そのカウントの仕方、なぜ、午前0時から午前5時までかという感覚。なぜなのかという。

上の国が定めてきたから、わしはしらないよと、こういう答弁でいいのか。なぜ、なぜ、午前0時から5時かということの答えを求めているのであります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 先ほどと繰り返しになるかもしれませんが、恐らく、平日の先ほどの夜、深夜の中に出動するという中で、それが0時から5時が適切ではないかというふうに判断をしたということでは、という内容ではないかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） こういう規定を受けて、つまり、あなたは平日だ、平日だと、要は、深夜といわれる、言われた中で、午前0時から午前5時まで、このカウントの仕方の問題で、なぜ、こういうカウントの仕方をするかといったら、手当との関係が出てくるのです。

結局、午前0時から午前5時までの出勤、出動した場合の手当は、具体的にはどういう形で出てくるのか、それから、ほかの法律との関連はどうなのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 手当の関係でございますけれども、当然、管理職にあつては、手当のほうはもちろん出ないわけでありまして。

そういう中で、出ない中で、先ほど言いましたように、この深夜に手当を支給するというようなことになるかと思ひます。

一般の管理職以外の職員であれば、当然、時間外手当というのが出るわけでありましてけれども、その中には、当然、深夜割増というのは、もちろんあるわけでありましてけれども、管理職等にあつては手当等は出ませんので、その中で、今まで出てないものを、今回、この形で補填をするという内容かというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも理解の度合いが随分あるなというふうに思うわけですが、要は、平日の勤務時間外の勤務、たとえやっただとしても、管理職であれば時間外手当はつかないよという形の中で、災害の場合の関係も含めて、午前0時から午前5時までについては、管理監督の職員であるものについては、手当を支給しますよと、こういうことですね。

そうしたときに、じゃあ、それは、なぜに、どこに求めた法的な感覚なのか。地方公務員法、及び、労働基準法、そういう中で、こういう、いわゆる深夜に及ぶ時間帯の設定の仕方、そして、手当の支給の問題については、どういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員が言われるような、労働基準法等に関係します内容に

ついて、不勉強でありますので、ちょっとこちらのほうでは、内容については理解をしておりません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 不勉強でございますので、答弁はできませんなんていうことで、この議案がとおっていくというふうに思っているの。解明されるのかどうなのか。

提出者において担当部署が、じゃあ、午前0時から午前5時まではどういうことに準拠するのかと、上から言ってきたからと。

8,500円と4,300円は、何かあったら県のほうの充足みたいなものだと、部長は幾ら、次長は幾ら、課長以下は幾らと。

ということは、結局、あなた自身が、この手当の問題についても、本質的なことをどこまでつかむかどうかはともかくとして、本質的にはどこに問題があるのかということ、あなた自身が、私はよく承知しておりませんがと、こういうことで、答弁されていくということになりますと、それは、結果的には、つかみがないではないの。ぱつとにぎって、ぱつと手を開いたら8,500円ありましたと、もう一回にぎったら4,300円でしたと、こういうことで、私は、勤務されることについて、大変御苦労さまでございますし、町民の生命、財産を守る、そういう職務で管理監督の職にある人たちが頑張っておられる、そういうことについては、別に否定するものではない。

ただ、そうしたときに、支給される金額の問題と、なぜ午前0時にしたのか、なぜ午前5時までなのかと、それは、解明していただかなければ、私は承知しておりませんがという形の中で、答弁を終えられては、説明責任、果たせないだろうという点で、私は、あらかじめ午前0時からなぜ午前5時までかという形の中で通告がしてあります。

通告がしてあっても、私は承知しておりませんがと言ったら職務怠慢だ。

ですから、例えば、そうしたときに、じゃあ、午前0時から午前5時と、そして、労働基準法、上位法の中で、労働時間についての定めもございます。そういう関係から含めていくなれば、なぜ午前0時から5時までかということと、それにかかわる手当の支給の関係については、どういうふうに規定されているかということ、再度、お尋ねします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 通告をいただいた中で、私のほうで、上位法等で決められている中で、そのような形で条例のほうも改正をさせていただいたということで考えておりましたし、恐らく、深夜にわたる業務の中で、手当を支給していない管理職に対して、新たに手当を支給するという、新たに設けられたというような解釈でおりましたので、それ以上の深く法等の内容まで調べておりませんでしたので、今回については、その内容について理解をしておりません。申しわけございません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 管理監督の職務ある職員といえども、法を無視してもいいというわけではないです。

基本的には、地公法及び労働基準法、その縛りの中で、どう泳いでいくのかというのは、あなた方の知恵の問題があるだろう。

しかし、労基法上でいけば、この対象の関係からいけば、1つは深夜勤務だと、深夜勤務手当という手当が、管理職にあつてはつかないと、つかないけれども、午前0時から午前5時までしかつかないよといったときに、じゃあ、深夜勤務とは何時から何時までか、あなたどういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、ちょっと私のほうで答弁はできませんので、後ほど、答弁をさせていただきますと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、一般職であろうと、管理監督の職員であろうと、特に、管理監督の職員は、治外法権下における労働が容認されたり、あるいは、つかみ金がどんどん出されていくということではないかという点からいけば、まさに日本は法治国家といったとき、どういう規範や基準が示されておるのかといったら、地公法であり労基法だと、労基法の中でいけば、深夜勤務とは、午後10時から明け方の5時までということになっているのです。

それが、今回は、たまたま管理監督の職にあうものについてはといて、0時から5時までという点でいくと、私はそこは足切りではないかと。少なくとも、労基法上でいうところの深夜勤務に該当するといったときに、どういう形で手当を支給をしていくのかという点でいきますと、手当的には、管理監督にあるから、その範疇ですよ。ただし、0時を超えた場合は、8,500円、4,300円、それぞれの職階、職務に応じて払っていきますという点でいきますと、私は、やっぱり抜け道をつくっているのではないのかというふうに思っております。そういう点では、どういうふうにお考えかと。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 別に抜け道というか、そういうものをつくっておるというふうな考えはございません。

それぞれ、深夜にわたる勤務に対して支給をするという、ただそれだけの内容だというふうに思っております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そういう点でいけば、承知していない人間にああでもない、こうでもないといっても、これは、たらいのふちを回っているようなものだという点からいけば、私は、少なくとも議案を提出をされる。成熟した内容が、議会に説明をされて、その成熟された説明の内容に基づいて、議員のほうで質疑をかわすという、当たり前だと、当たりのことが幸田町の議会の、あるいは、あなた方のルールという形で、今後、根づいていくことを求めて、次の質問に。

勤勉手当の削減、それともう一つは、課長級以上と55歳の到達者、何でこういう扱いをするのか、今、私どもが青春時代といったらちょっと語弊があるけど、55歳になれば、大体子どもは、成長し成人を迎えて、場合によっては社会人と、こういう状況も生まれてきた。

しかし、晩婚化という形の中で、55歳に到達した職員の家族の関係からいけば、まだ勉強にいそしむ、働く場にもいないといったときに、まさに金のいる時です。

こういうときに年代間の格差を是正するためという形で、55歳になったらきゅうつと圧縮してしまうと。

こういう点からいけば、私は、給与というものが生活を保障していくための賃金という形になってきたときに、55歳になったり、管理職になったら、給与ベースが、あるいは、平均の年収が減ってくると、こういうような形は、私は避けるべきだと、こういう点では、どういうふうにお考えなのか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） まず、通告いただいた中で、しっかり勉強ができずに答弁がしっかりできなかったということで、大変、申しわけございませんでした。

それと、あと、勤勉手当削減についてでございますけれども、なぜなのかということでございますけれども、これにつきましては、平成26年度6月の支給分、平成26年度でございますけれども、勤勉手当0.675月、12月分が0.825月でありまして、合計をしますと、1.5カ月となります。

平成27年度、今回の改正につきましては、6月と12月、ともに0.75カ月でございますので、合計をしますと、1.5カ月ということで、平成26年度の1.5カ月、平成27年度も1.5カ月ということで、削減ということではございませんので、一見、ちょっと削減のように見えますけれども、年間を通しますと、以上のような内容でありますので、削減をするものではございません。

それと、あと、課長級以上で55歳到達ということでございます。これにつきましては、国のほうの総合的見直しの中で、給与体系の中で、民間と比べた中で、55歳以上の賃金が、給与等が公務員のほうが高いという中で、それを圧縮をしようという中での動きの中で、今回、示されております。

国においては、平均2%の引き下げであるわけですがけれども、50歳代後半につきましては、国については、最大4%の引き下げということで、国のほうは、50歳以上の給与等の引き下げを、今回考えておる中で、課長級以上で55歳の到達したもの、これにつきましては、部長級、次長級、課長級、主幹でありますけれども、4月1日の給与決定時に満55歳になった場合については、このような形で削減をするということでございます。

削減の内容については、先ほど言いましたように、国等の給与体系の中で、50歳以上の給与が民間より高いという中での引き下げに伴うものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 日本の給与体系、最近ガタガタ潰されておりますが、基本的には、年功序列と終身雇用、その功罪はあるでしょう。

しかし、功罪があるけれども、終身雇用と年功序列の賃金体系が、ずっと最近まで維持され維持されたことによって、安心して子どもを産み育てられる、定住に必要な住居を確保できる。こういう素量をつくってきたわけです。

それが、派遣労働者とかなんとかかんとかいて、今回もあなたも言われるように、民間と比べて、55歳、50歳代後半の職員が多く在職するこいの俸給。

つまり、55歳前後の人たちは、みんな給与たくさんもらっているのではないかと。

間に比べてこれでいきますと、人勸でいきますと最大４％引き下げという人勸の骨子の内容だと。

そういう引き下げ競争をやったら、先は見えてこないです。だったら、民間がもっと頑張らないといけないし、こういう中で、民間準拠するということは、このような形の中で、年功序列の賃金体系、功罪はいろいろございましょう。

しかし、そういうものの賃金を引き下げるといふ点からいけば、現行水準を引き下げる、引き下げることによって生活水準が落ち込んでいく、最も金の要るような５０歳代後半を狙い撃ちする、こういうのは、人勸がそうだから、みんな右に倣えという点からいくと、私は、自治体という、自治という点からいくと、私はそこで頑張ってもらいたいな。

それは、国は人勸を持っている。地方は人事委員会というのをもっている。しかし、小さな市町村でいきますと、それを持つという点では、大変至難だから、県のほうにお願いをするという形で、県の人事委員会のほうが、決めたものについては、お願いをしている以上、みんな右に倣えです。県の人事委員会は、国の人事院の勧告に従って、みんな右に倣えといったら、結局、みんなところてん方式で、上からやってこられればしょうがないではないかという形で、労働条件の引き下げ競争という点でいきますと、今回、そういう内容の提案じゃないでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の内容につきまして、議員言われるように、人事院勧告が８月に出され、それに基づいて、１２月議会で給与条例の改正を提案させていただき、また、総合的見直しの部分について、今回、３月で提案をさせていただくという内容で、ほとんどの市町においては、今回、３月で同じような内容で提案をさせていただいております。

中には、１２月で一括をして提案をしたところもあるわけですが、ほとんどこの３月で提案をされるという中で、人事院勧告に沿って近隣市町もやりますし、幸田町においても、過去において人事院勧告にある程度準拠した形で改正をさせていただいておりますので、今回の内容につきましても、人事院勧告に基づきまして、提案をさせていただいた内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） １４番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第５号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第６号議案の質疑を行います。

３番、志賀恒男君の質疑を許します。

３番、志賀君。

○３番（志賀恒男君） 第６号議案は、工場立地法の規定に基づく準則を定める条例の制定ということではありますが、緑地などの面積割合の緩和の効果と影響について、質問をしていきたいというふうに思います。

提案理由の中で、特定工場における緑地及び環境施設の面積率の緩和を図るためというふうでございそうですが、特定工場の定義について、最初に説明いただきたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 特定工場の定義ということでございます。特定工場につきましては、製造業等で敷地面積が90平米以上、または、建築面積3,000平米以上の工場を特定工場とっております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） 製造業等で、面積できちんと決まっておりますということですが、次に、適用範囲について伺います。

この特定工場というものは、幸田町に新たに進出してくる場合、あるいは、既に幸田町内にある特定工場の場合、両方に適用されるのか、その辺についての考えをお聞きいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今、議員が言われるように、新たに幸田町へ進出してくる企業も、既に幸田町にいる特定工場にも今回は適用されますし、緩和となる対象となる用途地域については、工専、工業、準工場地域であり、その用途地域に立地する特定工場が、緩和の基準が適用されるという内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。

次に、幸田町周辺の市、岡崎市、西尾市、蒲郡市は、企業立地のために、補助金や税金面での優遇措置があります。

現在、幸田町には、企業立地のための優遇措置というものが、ないというふうに認識をしております。

企業地の優遇策として、緑地面積の緩和を行っている市町は、愛知県内にはかにどのようなになっているのでしょうか。お答え願います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 県内54の市町村のうち、岡崎市、西尾市、蒲郡市など19市町村で、16市2町1村が緑地面積率等の緩和を実施をしております。

○議長（大嶽 弘君） 3番、志賀君。

○3番（志賀恒男君） わかりました。

19市町村ということで、今回の法の規定に基づき、準則を定める条例の制定の施行期日というものが、公布の日というふうになっております。

県内の市町村では、企業立地法、または、企業立地促進法に基づいて制定をしておるわけでございますけれども、幸田町は、なぜ、このタイミングで条例制定を行うのか、お聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） なぜ、このタイミングでということでございます。製造業の国内への設備投資というものは、リーマンショック以降低迷をしてきたものの、アベノミクス効果等により、近年回復基調にあることから、町内企業においても、企業活動が活発になってくるのではないかと予想されますので、その関係を整備することが必要になってきたからであります。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 国内の設備投資がふえてくる兆しが見えるということでありました。

それでは、緑地面積や、環境施設の面積割合の緩和ということでもありますけれども、企業側から見て、どの程度、この緩和を評価してくれると予想しているのか、また、優遇措置として判断をしてくれるのか、重要なポイントだと思います。

緑地面積の緩和を、企業立地の優遇策として採用しようとした理由について説明を求めます。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 採用した理由でございます。

第2図の一括法の施行によりまして、条例による緑地面積率等による地域準則の制定権及び関連事務が、平成25年4月から権限移譲をされたことと、また、緑地面積率の緩和実施し、生産施設建設など、生産効率向上のための敷地の有効活用を可能とする支援策として、また、設備投資の活性化の後押し、企業立地を推進するために、制定をするものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 条例を制定をする権限が平成25年4月からということで、比較的新しいのかというのが認識をできました。

それでは、幸田町の税収面では、どのような影響なり効果があるのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 税収面での影響でございます。

緑地と面積率の緩和により、新たに生産施設を設置をした場合、家屋なり償却資産に係る固定資産が上がることから、町税の税収の向上が見込まれるのではないかとこのように考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） もう少し具体的な数字が出てくるかなと期待しましたがけれども、企業がやることですので、なかなか難しいかなというふうに思います。

それでは、次に、幸田町は、基本的には、緑が大変豊かで、環境に恵まれたまちだというふうに思っております。

町内のどこから見ても見渡せば、緑の山、緑の丘、緑の田園風景を見渡すことができます。

今回の条例改正を提案するに当たりまして、緑地面積の割合の緩和の弊害とか、あるいは、デメリットについては、どのように考えられ判断されたのかお聞きをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 住民意思調査等にも、幸田町は緑豊かな自然が豊かであるというような回答が多く出されております。

ただ、当然のことながら、今回の条例制定によって、特定工場が増改築、設備更新、工場の耐震化等を実施した場合には、当然、その緑地が減るということは、もちろんあります。

しかし、生産施設の建設など、生産施設の工場のための敷地の有効な活用が可能ということで、企業地誘致という面ではメリットがあるのではないかというふうには考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 特定工場については、緑地が減るということは、事実でありますけれども、それでは、今回、対象となる特定工場に該当する工場、町内に幾つあるかをお聞きしたいと思っておりましたが、事前要求資料の中で、配布をされておりますので、この質問は省略をいたします。

次に、既存の工場が、今回の条例変更によって、建物を増築し、生産設備投資をすることが、どの程度、可能になってくるのか、具体的な例を挙げて、わかりやすく説明をお願いしたいというふうに思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 具体的に、わかりやすくということでございますので、例として、例えば、敷地面積が2万平米の場合、現在は、緑地等の環境施設として、25%の5,000平米が必要でありましたが、これが、25%から15%に緩和することで、必要な環境施設面積は、3,000平米となります。それを、差し引いた2,000平米につきまして、新たに活用することができるようになるというような内容でございます。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀君。

○3 番（志賀恒男君） 具体例で言いますと、2万平米の敷地の中で、新たに2,000平米の建屋をつくることができるということで、かなりの効果があるなという認識はいたしました。

いずれにしても、新規の工場であり、既存の工場であり、あらかじめどの企業からも事前の届け出が必要だというふうに理解しておりますので、工場立地法の問題というものを忘れないように運用すべしというふうに申し上げて質問を終わります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 工場立地法第1条には、国民経済の健全な発展と、国民の福祉の向上に寄与することを目的にというふうに規定をされておりますので、そのような精神にのっとり運用していくと考えております。

○議長（大嶽 弘君） 3 番、志賀恒男君の質疑は終わりました。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午前10時57分

再開 午前11時07分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 愛知県では、自然環境の保全と再々のガイドラインというのを設置をし、工場立地法で昭和49年から緑地率が準則で定められたものでありまして、この工場立地法に基づいて、幸田町の町内特定企業の緑地面積率、環境施設面積率という

ものが出されてきているわけであります。

そこで、この特定工場というのが、幸田町内では20社あるということではありますが、現在のこの規制緩和される前の現在の率でいいますと、例えば、この準則に基づいて言えば、3社がこの率が守られていないということになるわけでありますけれども、幸田町では、この特定工場における企業の緑地面積や環境施設面積の率の基準をどのように工場に対してきちんと言ってきたのかということでありますけれども、まだ、環境面積率では、まだほかにあります。この法を順守するように言ってこなかったのかということでありますけれども、この点については、いかがかということであります。

それから、幸田町におきましては、昭和42年ごろから、工場誘致を進められてきたわけでありますので、このガイドラインを定められた年度と若干、この企業の誘致が合わない部分があるわけですので、そうした点において、昭和48年以前の分については、どことどことどこなのか、お答えがいただきたいということでございます。

この特定工場といわれる敷地面積が9,000平米以上、建築面積が3,000平米以上ということの定めがあるわけでありまして、これから、この工場立地に基づいては、このように面積基準が緩和をされてくると、緑地帯が減り、そして、自然環境が壊されてくる。自然との調和が守られないということがあるわけです。

そうした点で、町としては、総合計画にうたっている緑住文化都市という点から、大きく外れるのではないかというふうに懸念があるわけですが、その点については、どうなのかという点であります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） この中で、昭和42年以前のということでございますけれども、これにつきまして、昭和42年以前のものは、今見る中では、昭和45年、昭和43年という形であるわけですが、昭和42年以前に立地をしているというところはございません。

まず、昭和45年につきましては、金星工業さんが昭和45年、昭和43年にセキアオイテクノさんが、セントラルコンベアさんが昭和45年という形で、あと日軽エムシーアルミさんが昭和45年という形で、建設のほうをされております。

当然、そのときの届け出においては、該当がないわけでありますので、当然、率はその率ではない率で立地をされているわけですが、表に示されておりますように、既存よりも多くの企業については、基準面積よりも多く緑地等をとっておられるというのが現状でございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 20社のうち、現在の基準面積に該当しない企業があるわけです。この一覧表を見ますと。

ですから、当然、現在の基準にも合っていない、こうした緑地の保全というものが、幸田町において、守られていないという点では、どのような指導をしてきたのかという点、法に照らして、どのように指導をしてきたのかということでございます。

それと、今回のこの工場立地法の改正につきましては、地域主権改革第2次一括法で権限が委譲され、そして、緩和することができるというふうになったわけでありまして、

先ほどの志賀委員の答弁から考えますと、企業を立地しやすい基準をつくっていくということで、緩和していくのだということが言われたわけではありますが、しかしながら、今、このCO₂の削減につきましても、40%ということで、これから、考えられていく中で、これを緩和をすると、CO₂削減の効果も期待できないということにもつながるわけでありまして、日本全体の中で緩和をされていく、また、同時に幸田町内の緑地環境、そういうものが守られないということにもつながるわけであります。

やはり、そうしたバランスの問題というものを、どのように考えられるかということでもあります。

幸田町では、拡大工業工場立地に関して、11カ所をそのように拡大工業地域に指定をされるわけでありまして、どんどん自然が壊されていくという点からすれば、これが規制緩和のあと、さらに拍車がかかるのではないかとというふうに思うわけですが、その点については、やはり、国においては、権限が委譲されたわけですが、町内の緑地バランスということから考えると、きちんと基準は緩和すべきではないというふうに思うわけですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 現時点で、資料でお示ししたとおり、面積、今回の条例の基準に該当をしない特定工場があるわけでございます。これにつきましては、当時はそれでよかったかというふうに思いますけれども、今回は、それに基づきまして、環境基本条例なり、環境基本計画に準じて、環境保全に努めるようにそのような業者に対して、現時点では少ない率を本来の、今回、制定をさせていただきます条例の率に合わせていただくように、指導をするというような形で進めていきたいというふうに考えております。

それと、県下の状況ということでございますけれども、県下近隣市におきましても、今回、幸田町と同じような形での緩和のほうを実施をしております。それに伴いまして、先ほど、答弁をしましたけれども、当然、緑地としては減るというのはこれは間違いのないわけでありまして、近隣市と同じような形につなげて、中小企業等の操業等に施設を増改築することができるようになるということもありますし、そういう点では、既存の企業にとってもメリットはあるかと思えますし、幸田町が突出して今回緑地緩和をするというものではなく、岡崎市、蒲郡市、西尾市と同じような率に緩和をするということでございます。

そういう中で、当然、総合計画、都市計画マスタープラン、企業立地マスタープランにも掲げてありますように、緑や環境に配慮した形での新たな企業誘致のほうは、させていただくというように努めさせていただくというものでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 中小企業が操業しやすい条件づくりといわれましたけれども、今回のこの条例改正は、特定工場における緑地面積と環境施設の面積の率の緩和でありますので、そうした点において、全て当てはまるとは思えないわけでありまして。

それと、例えば、現在、緑地を多くとって、そして、環境に配慮したという点で言えば、現在の地球温暖化という中で、防止にもつながるわけでありまして、このように環境にも取り組んでいる状況の中で、緩和をすれば、これがCO₂などの温室効果ガスを

取り除く効果が少なくなってくるということにもつながります。

そして、先進地域におけるこの温暖化防止策が、温暖化防止効果が緩やかになると、地球環境の悪化にもつながるということにもつながりかねません。

ですから、そうした点において、やはり、この緑地面積や環境施設面積、率の緩和は地球環境を壊すその大もとにつながる。緩和すればするほど、それが拍車がかかっていくというものではないかというふうに思うわけであります。

それで、説明の中でも言われたわけでもあります、昭和48年以前の工場につきましても、今度は、新基準に置きかえるというふうに言われたわけであります。

それで、出されてきた資料について言えば、この新基準にも満たない工場というのは、認識をし、そして、これをどう基準を順守できるように企業に求めていくのかということでもありますけれども、その点については、どのように適用されるのかお伺いしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の特定工場でありますので、中小企業全てということではもちろん当たりませんけれども、該当する中小企業等もあるということでございます。

それと、あと当然緑地面積ということも緩和をすれば、先ほど言いましたように、当然緑地は減るわけでありますので、そういう中で、CO₂の吸収とか、そういう面について、当然、減るということは、それは、事実でございます。

それと、あと、新基準に適合していないということで、従前の既存のところでございますけれども、それにつきましては、当然、環境基本条例なり、環境基本計画に準じて強制力があるわけではないですけれども、努めるように促すということで、そういう企業については、進めていきたいと、今回、制定した条例に準じた形で緑地面積等をふやしていただきたいというような形で話を進めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 緑地が減れば、それだけで、例えば、災害が起きた場合、火災や爆発等で工場火災、あるいは、工場爆発、最近で言えば、新日鉄で起きましたよね。そのように、何かそうした事故があった場合、緑地というのは緩衝材になるし、また、防火帯にもなるわけであります。

ところが、この企業団地等における緑地面積の低下によって、その緩衝帯がなくなるということからすれば、やはり、これは、大きな問題となるわけでありますので、そうした点においてのガイドラインであったわけであります。

それが、今の国が進めるアベノミクスによる企業を誘致しやすくする、あるいは、経済活動を活発にする、そうした取り組みが、やはり、環境面での悪化にもつながるということにも、この規制緩和があらわしているのではなかろうかというふうに思うわけでありますが、そうした点で、私は、こうした幾ら、この地域主権改革の中で、準則が緩和されたからといって変えるべきではないと思うわけであります。

そうした点で、再度、新たなこの出されてきた企業の面積率や環境施設の基準順守、この点について、幸田町ではどう図っていくのか、その点について、お答えがいただきたいと思います。

環境基本条例などで、果たしてこれができるのかという問題であります。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 緩衝帯がなくなるということで、それは、もちろん先ほど言いましたように、緑地が減るということでなくなるわけでございます。

ただ、企業等へのヒアリング、アンケートの中で、幸田町のイメージについてお聞きしたところ、多くの企業が住環境や自然環境に恵まれているというような回答をしております。

現時点で、それぞれ基準よりも多くの面積の緑地をとっている企業もたくさんあるわけであります。企業自身も地域への環境意識は高いというふうに考えております。

また、先ほどから説明していますように、どのようにということでありますけれども、法的な規制はないわけでありすけれども、そのような満たない企業等には、それぞれ町のほうから、条例に、その基準にあった形での緑地面積、環境施設面積になるように、指導をしていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 条例にもございますけれども、冒頭で、第1条でこの条例は、工場立地法、昭和34年法律第24項、こういう書き出しであります。

ここでお聞きしますのは、この工場立地法ができた背景、日本の経済や環境はどうなっていたのか、そのことによって、なぜこの工場立地法が生まれてきたのか、解明いただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 工場立地法の立法の趣旨ということでございます。これにつきましては、昭和34年に工場立地法というのができております。

最終的には、一部改正等をされておるわけですが、平成23年が最後の改正になるわけですが、制定は、昭和34年度ということでございます。

昭和34年ということで、その環境がどうかというのは、ちょっとわかりませんが、1条におきましては、この法律の第1条、目的という中に、この法律の趣旨というのは、当然、うたわれておるというふうに考えております。

工業立地が、環境の保全を図りつつ、適正に行われるようにするため、工業立地に関する調査を実施し、及び、工業立地に関する準則等を公表し、並びに、こちらに基づき勧告命令等を行い、もって国民経済の健全な発展と、国民の福祉の向上に寄与するというので、この法律が制定をされたというふうに理解をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、あなたの言われたように、この法の第1条で、ということがうたわれているか、それは、環境を保全をし、環境保全を図り、適正な水準が確保されるようにという書き出しであります。

そうしたときに、先ほど申し上げたとおり、日本の経済状況や、環境がどうなっているのか、昭和34年、いわゆる1959年、当時は、あと1年先見ますと、有名な安保

闘争の年です、1960年安保の年。安保の年というのは、政治的にはそういう背景がある。同時に、経済的には、高度経済成長にどんどん入ってくる、こういう中で、工場がどんどん進出をする、そういう中で、環境が悪化してきた。

悪化する中で、この愛知県もそうですが、当時の経済状況でいけば、国が指定する新産業都市、こういうところにいち早く手を挙げて、国の支援をいただきながら工業団地をつくっていこうと、特に、愛知の場合は、その新産業都市に名乗りを上げるということが、競争で行われたと。

そのことによって、環境がどんどん破壊をされていく、イタイタイ病や水俣病、こういう公害列島というものが生み出されてくる背景がつくられた。常に公害でいろんな問題が出てくる中、工業立地法が一定の規制をかけるという役割を持っています。あなたも言われたように、第1条でこの法律の目的は何なのかと、企業活動最優先ではいけないだろうと、環境保全も図れよと、調和を図れよという立地法で、時間はかかるにしても、一定の基準をつくって企業の活動を規制をしながら経済成長を図りながら、もって国民の安全と環境を守る、これが法の目的だと。

そして、1999年、平成11年に愛知県の事務処理条例が規定をされた。こういうものに移っていくわけですが、大須賀町長になって、企業のためなら何でもありだという形で企業マスタープランがつくられる。企業マスタープランがつくられて町内11カ所を企業団地化していく、まさに画に描いた餅ということですが、こういう形の中で、企業マスタープランで何がうたわれているのか、一番の目玉は、世界一企業が活動しやすいまちをつくりましょうと、こういうのが、企業立地マスタープランの看板。

企業が、一番活動しやすい条件をつくるためには、何が邪魔なのか。公害を規制する条例もあかん、緑地の問題もそう、環境への値もそう、こういうものをばっさばっさと切っていく、その尖兵になっているのが、大須賀町長あなたですよ。企業のためなら何でもありだと、こういう形の具体的なあらわれ方が、条例を制定までして、工業立地にかかわる基準、準則をつくっていくという点からいくと、結局、何をあなた方は、今日の日本の関係も含めて、教訓をくんできたのかと。

先ほど、企画部長は、指導に努めます。あなた方もそうですが、行政指導というのは、行政指導であって、強制力はない。あなたは、努めるというのは努力義務だと。頼むわ、お願いしますわというのは、これもそういうこと。企業がそれを認めるかどうか、そんなものは、わしはああ役所が言ってきたなというだけにとどめるわけです。法的な規制がない中で、今度は、準則を、条例化をして、現在の基準をどんどん引き下げていったら、じゃあ、我が幸田町はどうなっていくのかというイメージはどうなるのか。環境保全計画がありますなんていって、あっちもこっちもって寄り合わせて答弁するのではなくて、今回の条例の制定によって、基準を緩和をすることによる問題、弊害はどう出てくるのか、結局、該当する地域はもうはっきりしているのです。

既存の企業、そして、新たに進出をしてくるかこんかわかりませんが、その企業にもこの基準を当てはめていくということになると、その周辺の人たちへの環境の問題がどうなるのだといったら、まぜ返しだよあなたの答弁は。この基準を条例化することによって、地域の人たちの暮らしはどうなるのか、地域の環境はどうなるかというこ

とを、きちんとやって答えていただかないと、やあ緑地保全に努めていきますわ、行政指導していますわといったら、結局、言葉だけ。あとはやり得、罰則規定も何もあらへん。そうしたことによって、企業が活動する、あるいは、工場を増設すれば、償却資産税が入ってきますわ、固定資産税が入ってきますわという形で、切りかえしをされる。それでいいのかということなのです。今回の条例の内容は、そういう基準を切り下げてきますよと、世界で一番企業が活動しやすいまちづくりをするために、その役割を果たすのが今回の条例の制定。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 当然、今回の条例に基づきまして、緩和をするということであれば、当然、緑地のほうは減ってくるということでもあります。

ただ、先ほども答弁をさせていただきましたように、非常に町内の企業につきましては、町内で27社ほどですけれども、アンケートをした結果なり、企業訪問をした結果、非常に幸田町というのは、住環境や自然環境に恵まれているというふうに企業さんも答えておりますので、非常に環境には配慮していただけている企業さんばかりではないかなというふうに思っております。

当然、町としまして、第5次の総合計画、それに基づいて、都市計画マスタープラン、工業立地マスタープラン、企業立地マスタープランという形で、策定をさせていただいた中で、その中には、当然、企業にとって進出しやすいというのはもちろんあるわけでもありますけれども、企業にとって働く場の近くに緑豊かな環境のいい住環境があるというのも、また、重大な要件であります。

そういう中で、住宅の促進も図れるということもあるかもしれませんが、総合計画の中では、自然環境と調和して、自然環境と土地利用を進めますと、また、緑豊かな自然環境と調和を図りながら、新たな産業立地を目指す土地利用を進めますというように記載をさせていただいております。

そういう中で、先ほど言いました、それぞれの計画等に基づきまして、町内全体としては、町の環境保全には努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この庁舎の土地も、あるいは、隣の中央公園、あるいは、桜坂区。今、住宅地になっておりますが、これらをひっくるめて、12ヘクタールが三菱レイヨン幸田工場という敷地の中でしたよね。

三菱レイヨンが、幸田町から撤退をして、幸田町とトヨタホームがそれぞれ分譲宅地をつくったり、庁舎をつくったり、公共施設をつくるということですが、それまでは、三菱レイヨン幸田工場は、当時の通産省が、工場公園、工場が公園のように整備をされたすばらしい工場だよということで、通商産業省が、表彰したところなのです。

それは、1つは、日本が高度経済成長していく中で、公害列島という言葉が言われる中で、三菱がもともとかどうかはともかくとして、三菱レイヨンとして工場を公園化をして、働きやすい環境づくりを進めてきた、こういう教訓を持っているわけです。

そういう中で、大須賀町長は、企業立地をすることが、永続する幸田町だという形の中で、どんどん緑を削っていく、そして、かたや、口を開けば、定住をする人たちは、

幸田町は緑豊かなまちなのだと、定住するよりも、そういう形の中といったときに、あとは、行政指導ですよと、基準を緩和をして、レベルを下げて、あとは、行政指導でどうする、こうするという形でいけば、先ほど申し上げたとおり、行政指導は限界がある、お願いごとであると、お願いを聞くか聞かないかは、相手方の判断ひとつといったときに、じゃあ、何を幸田町は目指すのかと。

企業が、栄えるだけでいいのか、まちの環境やら、悪化をする定住化推進だといいながら、定住化については、そっぽをむくと、定住化を支援をする住宅資金、そうしたものも打ち切ったのにあなたは。

こういう中で、言うこととやることはちゃらんぽらんだけど、一貫しているのか、企業のためならば何でもありと、こういうのが、この企業立地にかかわる充足の条例の制定化ということなのです。

ですから、これからどうするかというのは、非常に心配があるといったときに、あなたの方の答弁の姿勢というのは、行政指導をしますと、努めていきますと、ほかの事案をもってきて、この工場は、はげ山になったかもしれないけれども、隣のように環境がいいじゃないかと、何代前かの町長だったかちょっと忘れたのですが、山をどんどん削っていく、あるいは、その中で、幸田町全体は、緑が豊かなまちなんだよといって平然と答えた人がおります。

そういうまぜ返しの議論をすることが、住民の認識と感覚に合致するのか、やられることは、企業のためならば緑地はどんどん削っていく、そして、何かあれば、税収がふえるではないかと、周辺を見てくださいよと、山には緑がたくさんありますよといって切りかえしやまぜ返しをする。そういう尖兵になって、これが条例を制定するわけです。

そういう意味合いを持った条例制定だというあなたの認識はないわな。そうしたときに、どうするかというのは、行政指導に努めますということでもいいのかと、その大もとは、先ほども申し上げたように、企業立地マスタープランで、世界一だ、日本一ではない、世界一企業が活動しやすい幸田町をつくっていきますよ、そのためには、企業さまですよと、こういうことですよ。

その尖兵になる、そういう役割を果たすのが、今回の条例の制定ではないですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 今回の条例制定につきましては、幸田町については、それぞれ企業誘致をする場合、企業誘致もそうでありますけれども、補助金等はないわけでありまして。近隣市におきましては、今回と同じ条例の趣旨のものを、もう既に、岡崎、西尾、蒲郡は制定をしております。

そういう中で、幸田町においても、同じ条例を制定をし、少しでも企業誘致を進めていくということで、今回、制定をさせていただいているわけでありまして。

当然、町全体としては、繰り返しになりますが、先ほど言ったような計画に基づきまして、それぞれ全体の環境というものには、配慮をしていくというのはもちろんでありますけれども、その中で、企業誘致、企業が立地しやすい状況をつくるというのも、また、今後、幸田町が持続可能なまちである上で、税収を上げるという中では、また、一つ重要な条件であるかと思えます。

そういう中で、計画等ともバランスを取りながら、企業誘致等を進めさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 率直に申し上げて、今の答弁はまぜ返しの答弁だと、ほかの市町には、企業を優遇するための補助金や税制上の問題もある。幸田町はございません。ございませんから、企業立地にかかわる緑地を施設の関係の基準を緩和し、削減をしますよと、こういうことですよね。

これが、例えば、挙がったときに、たまたま幸田町にはこれに該当するような新規の企業の進出というのは、極めて少ない。

あったとしても、新たに工場用地を取得し、工場用地を工業施設をつくる、建物をつくるということではなくて、今ある敷地や建物を有効利用して企業が出てくると、こういう選択肢だと。

そういう中で、企業立地にかかわる補助金だ、税制だといっても、何だと。画に描いた餅じゃないかという議論にもなりかねない。てっとり早くほかの市町はやっているけれども、我が町はないけれども、こっちで条例をつくって緩和しますよというのは、まぜ返しと切りかえし、これが終わったら、今度は何をやる。もうやるものはないから、今度は補助金をつくりますと、税制上で優遇しますよと、こういうふうなのが当たり前ですよ、物事の道理だと。どちらを先にして、どういう順番でやるかは、それぞれの市町の状況、その根本には、企業のためには何でもありだと、こういう尖兵ですよということを私はお尋ねしているわけです。

ですから、他市町にあって私のところにはございません。だから、この問題でこの条例を制定しますというのは、まぜ返しと切りかえしではないですか。

○議長（大嶽 弘君） 企画部長。

○企画部長（大竹広行君） 近隣市についても、条例制定をしていると。同程度の水準の緩和をしているということであります。

そういう中で、企業誘致をしていく中の一つのツールとして、やはり、同じような緩和率があったほうが、企業誘致としては、非常にしやすいということでございます。

ただ、その中で、緑を減らすということだけではなく、やはり、企業さんが来ていただければ、当然、そこに町民の方が就職をすれば、住むところと働くところが近くになるというようなことで、非常にメリットもあるというふうに考えておりますし、そういう中で、繰り返しになりますけれども、当然、環境等には配慮をしながら、そういう中で、今回の条例をつくらさせていただいて、まだこの基準に満たないところは、当然、満たない基準に見合うような形での緑地等をふやしていただくというような指導等もしていきたいと思っておりますし、総合的に計画等に準じて環境保全等には努めていきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第6号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、途中ではありますが、昼食ため休憩とします。

休憩 午前11時47分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、第7号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この行政手続法でありますけれども、今回の改正は、住民のほうにメリットのある内容になっているということのようでありまして、今まで行政側の権限、あるいは、行政指導、こういうところに重きを置いていたわけでありまして、今回は、それが救済規定やあるいは処分、また、行政指導の手続についての申し入れ制度の追加となっているわけでありまして、権利の救済につながるものということでありまして、よくわかりにくいということでありまして、この改正のメリットについて、事務側にどのようなメリットがあるのか、お答えがいただきたいということと、それから、この行政手続条例が幸田町で制定をされてから、これによる実績についてどうだったかということについて、わかっていたら件数をお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回のこの行政手続条例の改正につきましては、上位法であります行政不服審査法とこの行政手続法、いわゆる行政不服審査制度、これを見直しているということございまして、この行政不服審査と申しますと、我々がいたします行政指導に対して、不服申し立てができる、国民の権利保護をする法律ということでございますけれども、昭和37年に行政不服審査制度ができた、それ以降、大きな改正がなく、実情に合わせた形での改正を今回するというのが、国の趣旨でございまして、その中の行政手続法にかかります改正の趣旨は、国民の救済手段の充実として、そして、また、拡大を図ろうという手段においてこの手続法が改正をされました。

大きな改正点が3つあるということございまして、行政指導をする側の私ども行政側のしなければいけない義務として、行政指導をする場合、その根拠を示さないということが1点目でございます。

2点目は、行政指導を受ける側の方につきましても、法律違反等の疑いがあると思われるような行政指導については、その中止を求めることができる。

3番目の最後の処分を求めるということにつきましては改正は、何人もとしておりますので、どなたでもその法令等に違反するような行為があつて、行政指導や処分がされていると思うときには、申し出でその行政処分、指導や処分を求めることができるというような開かれた形での改正が追加をされたというのが、主な内容でございます。

そうしますと、メリットと申しますと、何人ものことになりまして、住民の皆様もそうしたことを気づかれたときには、そうした申し出ができますし、逆に行政指導を受けた場合に、中止も求めることができるというのが、主な今回の内容でございます。

そして、また、これまでの実績ということございまして、行政指導につきましては、私どもの実際の運用の中でも、さまざまな点で行われているのが実情でござい

ます。

その件数の集約については、行っていないところがございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この行政手続法の改正の趣旨は権限の乱用と、こういうのを、行政からの指導について、救済規定が追加をされたわけであります。

そうした点で、住民の知る権利、こういったことから、手続について知る権利、これをきちんとやっていく必要があるというふうに思うわけであります。

非常に行政手続そのものが、難しいというものでありますので、例えば、その不服申し出をする場合でも、また違ったところからで不服申し立てをした場合は、違う解釈でそうした対応をしていくわけであります。

ですから、この行政手続というのは、一本化されたものになるわけでありますので、その手続にかかわるものについて、やはり、住民に対して知らせていく必要があるのではないかとこのように思うわけであります。

これは、権利として、不服申し立てもすることが出来ますので、そうした点で、住民が十分この法の趣旨を理解をし、そして、不利益があった場合は、申し立てをすることが出来るというこうした手続に関するものについて、知らせていく必要があるのではなからうかと思うわけでありますが、そうした点について、きちんと知らせていくおつもりがあるかどうかをお尋ねしたいと思います。

それから、さまざまな場合において、この行政指導を行っているということでありますけれども、これが、例えば、この行政手続条例によってやられているということは、まず、前例としてはないということと解釈をしてよろしいでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、前段の今回の改正につきましては、今、議員がおっしゃっていただきましたように、今回の改正に至る経過に関係がすると思います。

これまでのいわゆる行政に対する不服申し立てにつきましては、不服申し立てと審査請求というような形で処分を受けて、60日以内にそうした不服がある場合は、申し出る方法があるわけがございます。

そうした手続も、まずは、2つあるということも簡素ではない。そうしたことを、今後、この改正後については、一本化していこう、国民によりわかりやすいような体系に改めていくべきである。いわゆる使いやすさの向上というのも、今回の行政不服審査法の改正の趣旨に入っております。

なお、これは、平成28年4月1日から施行がされていくということで、今回、私どもが提案させていただきます行政手続法は、その先陣を切りまして、国民、あるいは、住民の皆様に、整備拡充をして中止を求めること、あるいは、処分を求めることができるように、最初に文句を挙げたという形の流れで進んでいくこととなります。

行政手続法の改正の周知につきましては、私どもから処分をする際には、こうしたことの関係の法律はこれであって、こうした内容において処分をさせていただくという中身についても示せということとでございますので、そうしたことにつきましては、まず、私どもから発信をします文書等の整備も詰めていかなければならない内容でもあります。

し、また、法の改正の趣旨につきましても、広報もさせていただきたいというふうに思います。

それから、行政手続法によるそうしたさまざまな行政指導の制約があるかという御質問であるというふうに思いますけれども、行政手続法につきましては、いわゆるその名のとおりに、行政手続を内部での取り決めをして、あるいは、書類を受け付けてから何日以内に回答をしていくだとか、そうした手続を定める、これが条例となっておりますので、そうした行政処分につきまして、これをもととなって決められているかといいますと、それぞれの各法律に定められている部分もありますので、そうしたことで、行政指導は各所管それぞれが行ってきているところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） ですから、今回、この改正によって、住民としては、住民の救済規定や、あるいは、権利を救済をするというものでありますので、きちんと周知といいますか、わかりやすい制度内容についてお知らせをしていく、そのおつもりがあるかどうか、お尋ねをしたいというふうに思います。

○総務部長（小野浩史君） 行政指導は、行政庁、私たちの幸田の役場においても、もちろん住民の方を対象にして、不利益なことも、例えば、及ぶようなことともなりかねない部分もありますので、こうした制度の周知につきましては、今後、さらに周知徹底をさせていただきたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑が終わりました。

以上で、第7号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第8号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この税条例の一部改正につきまして、今回、新たに高校生のアルバイト料、これを収入認定から除外をするという、この文言が48条第3項の中に盛り込まれたわけであります。

学生及び生徒というふうになっておりますが、高校生のアルバイト料ということでお聞きをしているわけでありましたが、この学生及び生徒というのが、どの範囲まで及ぶのかということであります。

その点について、お尋ねしたいということと、それから、学生及び生徒の収入の基準というものでありますが、これは、どこまでの年収があるのかという点であります、それは、どうなのでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 今回、税条例の改正の中に、減免の要件に学生及び生徒を入れるということでございます。

今、議員がおっしゃっていただきましたように、学生の定義というのが、まず、最初にあると思いますけれども、これは、既に所得税法の中の規定に明記がされておまして、学校教育法に規定する小中高、大学、高等専門学校、それから、専修学校、それから、職業能力開発促進法の職業訓練を行う法人で、一定の課程を履修させるものという

ような定義がございまして、今、高校生の例もおっしゃっていただきましたように、高校生でもアルバイト、それから、大学生についても同様のアルバイト等により、給与所得がある方について、減免の対象に入れていこうということでございます。

そして、また、収入の基準ということで、こちら先ほど言いましたように、所得税法のほうで、一定の定めがございまして、年間の合計所得金額が65万円以下で、しかも勤労に基づく所得以外の所得がもしあれば、それも10万円以下であることというような定めがありまして、所得金額ということなので、いささかわかりにくいので、実際で言いますと、給与収入金額が130万円以下の方が、その減免の対象になるということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この中で、提出期限というのがあるわけですが、この延長の期限というのがあります。この延長の期限というのを定めるのかどうなのか、お尋ねしたいというふうに思います。

これは、48条の第3項にあるわけですので、そうした点で、これは、町長の別に定める場合であります。その点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 48条と、また、65条で、減免の提出期限につきまして、規定をしている部分を改正をいたしました。

まず、これまでの減免の事由が発生してから、納期限の前の7日までに提出をしてくださいということとしておりました。

これを、今回、もう少し期間延長をするということで、7日というものを30日以内という形で少し延長をさせていただく。

そして、また、今おっしゃっていただきました3項は、さらに2段目のロケットとして、災害その他やむを得ない事由によって、その2項でいいますと、今、いった30日の期限までに提出することができないような事態に陥った場合につきましては、提出期限を延長することができるということで、ここは、何日以内というものの期限は定めず、そうした甚大な被害のことを想定しておりますので、ケース・バイ・ケースというような形で規定上うたっておりますので、何日以内という期限の定めはないところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） そうしますと、そのケース・バイ・ケースということで、期限を定めない場合、非常にわかりにくいわけですので、大体の目安というのが、指導をされるかというふうに思いますが、これは、どの辺の目安ということになるわけでしょうか。

ここにありますと、当該提出期限を延長することができるというだけの規定になっているわけでありまして、住民にとっては非常にわかりにくいわけですね。

ですから、例えば、2年なのか、3年なのかと、あるいは、書類が整ったときなのかと、いろいろあるわけでありまして、その決め事がない場合の延長というのは、わかりにくいと、人によっては何日まで出さないよと、そういうことがあっては困るわけ

でありますので、この件の基準というのは、どうなのかということでもあります。

次に、前納報奨金制度の廃止が、提案されているわけでありませうけれども、これは、前々から言われていたわけでありませうが、この前納報奨金の廃止につきましては、これは、前納報奨金制度というのは、税の納付が確実に把握できるという、こういうメリットもあるわけでありまして、また、町にとっては、収入が早くつかめるという点で、税の有効活用にもつながるというわけでありませう。

そうした点で、廃止をすべきではないというふうに思うわけでありませうが、近隣が全て廃止をする中でという、そういうことも前々から言われてきていたのが、これが実行に移されたなというふうに思うわけでありませう。

そうした点で、やはり、今、非常に厳しい中で、税の把握が早目にわかるといった点では、この制度は継続すべきだと思うわけでありませうが、そうした点について、お尋ねしたいと思います。

また、前納報奨金の件数でございますが、お答えいただきたいと思ひます。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、減免の提出期限の延長の期限を定めなくていいかというようない点目の御質問でございます。

まず、48条65項ともそれぞれ2項で、これまで7日以内というのを30日ということに枠を広げさせていただいた。これは、一般的な減免申請の期限というのを定めさせていただいております。

この3項というのは、特に、やむを得ない状況ということでございませうので、例えば、大災害を私どもの自治体にあった場合、暮らしの中でも、それから、私ども自治体としても、ふだんあり得ない状況下のことも想定をしたこの明文規定でございませうので、それにつきまして、特段、1カ月、2カ月、3カ月後というようなことが、規定するよりも延長することができるということで、状況に合った形での規定明文にさせていただいたところでありませう。

それから、前納報奨金制度につきましては、古い歴史があるようございまして、戦後の混乱した社会情勢と不安定な経済状況の中で、地方財政の基盤強化、あるいは、税収の早期確保、自主納税意欲の向上を目的につくられてきた制度というふうに聞き及んでおります。

これまでも、早期税収確保という面では、その制度としての効果はあったというふうに認識しておりますけれども、一定程度、当初の目的を達成できたのではないかとし、今回、廃止をするところでございませう。

それから、前納報奨金の件数でございますけれども、平成26年度につきましては、この平成27年2月末現在の数値でございませうけれども、前納をしていただいている人数が7,561名で、前納報奨金の金額が470万2,000円でありませう。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この提出期限につきましては、甚大な被害と、例えば、東日本大震災のような、あのような復興にかかわる、いつ、何時、どれくらいの年数がかかるかわからないという、そのような大きな災害、やむを得ない事情という、そういう特殊な

ことで期限の提出を延長することができるというふうに定めるということで、理解をするということによろしいでしょうかということであります。

それから、前納報奨金の廃止でありますけれども、7,561人の実績があり、そして、金額としては470万円という金額になっているわけであります。

そういった意味からすれば、住民が、今、非常に厳しい状況に置かれているときに、やはり、納税意欲を促す、そうした点でもメリットがあります。住民側にとってもメリットがありますし、また、金利等も非常に少ない中で、こうした税の節約という観点からも、住民にとってはメリットがあるわけであります。

そういう、こういう社会状況の中におきましては、やはり、この前納報奨金の前納付の廃止というのは、今すぐにやるべきではないというふうに思うわけですが、そうした点で、廃止することによって、町としては、税の納付というのが、どのように変わるのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 減免の関係の期限延長につきましては、議員、おっしゃっていただきましたように、想定がやむを得ない事情の中の相当の甚大な想定の中の規定ということで御理解をいただきたいなと思います。

それから、前納報奨金の廃止に伴って、見通しとしては、どういう状況があるか、その影響という御質問であろうかと思っておりますけれども、これまで早期納入をいただいて、本当に皆さん方の御好意の中で、それから、納税意欲の向上の中でできていただいたものを廃止する部分につきましては、心苦しい部分もあるわけですが、いわゆる第1期の納期までに納めていただくということに対しての報償をしてきた制度でございます。

そうしたことを考えますと、この報奨金が、例えば、亡くなった場合、そういった第1期までに納める意欲が失われるかというようなこともあるかもしれませんが、ある程度、今まで納めておっていただいた方が、次の期までに納めるであるとか、そうした分散ということも、もちろん考えられるわけですが、おさめないということにはつながっていかないのではないかなというふうにも考えているところでございます。

その中身がどうなるかにつきましては、若干、予測が立たない部分がございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条例の48条において、減免の対象という形になるわけですが、先ほちょっと130万円以下云々ということ言われたわけですが、例えば、その対象者が申告をした場合は、その把握はできるだろうと、しかし、無申告であった場合の所得の把握の仕方、これは、やっぱり非常に難しいと思うのです。

ですから、それは、どういう形でおやりになるのかということで、やり方によっては、税の延滞金を支払えよという事例も発生してくる、こういうことが懸念をされるわけ。

そうしたことも含めていくなれば、まず、実際の問題として所得のない人が、この対

象になるときに、こういった形の中で行政が対応をしていくのかということについて、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 所得激減の方についての把握ということでございます。

まずは、所得が皆無ということになるということの状況把握につきましては、個人町民税につきましては、前年分の所得に対して、2分の1以下に収入が激減しましたというようなことで、まずは、前年の所得と比較対象とするものでありますけれども、当該年度、いろいろな事情で、例えば、体調を壊して働けなくなった、そうした理由において、収入が激減をしたというようなことは、どうやって把握をするかということにもつながると思いますので、この把握につきましては、納税者等からの申し入れによってしか把握をしてないだろうというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） そうしますと、結局、皆さん、私のように気が小さいもんだ、行政というのは、非常に敷居が高くて門が高いといったときに、所得がこんななっちゃって、とまた行くと、怒られないかなと、お上は恐ろしいところということで、本来、対象者でありながら、今、あなたの言われたようにその対象者が窓口に来なさいよと、窓口に来たら、あなたの状況が、大変な状況がよくわかりますので、減免の対象にしましょうよと、あるいは、延期の対象にしましょうよという形に、お話が進んでいくわけですが、例えば、そういうことにもならなかったときに、所得が皆無になったということの把握の仕方というのは、実際にはできないと思うのです。

そうすると、言い方は悪いけど、仏をつくって魂入れずというような条例になりかねない。そうしたときの、行政側の努力というもの、あるいは、どこまで把握を務めていくのかという点でいきますと、この条例がいきるような、行政というものの姿勢というのが問われてくるというふうに思うわけで、そこら辺はいかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 若干、すりかえた言い方をして恐縮でございますが、今、所得が激減をした事例を申しました。

例えば、そのほかに、納税者が死亡をしたり、生活保護になったり、災害、例えば、火事にあってしまっただとか、そういうふうな状況であれば、行政も知り得る状況となりますので、そうした減免の手続につきましては、私どもも行政のほうから、こうした申請書の提出をお願いできれば、減免手続ができますというような案内をしておるところであります。この所得が激減をしたというこの事象につきましては、こちらから、やっぱり出向いていくというか、事情をお聞きをして、課税をするということしかできない状況下にあるということにつきましては、御理解をいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 減免の対象という点でいきますと、今、あなたの言われたように、生活保護の関係もその代償だというようなことも含めていきますと、こうした問題が、今までどうされてきたのかという問題が一つ出てくると思うのです。

それと、もう一つは、先ほど、そっと触れましたが、本人が窓口に来て申請なりをす

る。そうすると、状況の把握は努めますと、つかまります。

しかし、そういうことをされない人が、私は結構多いと思う。そうしたときに、税の延滞金の支払いというのがついて回ります。だから、その扱いもきちんとしていないと、窓口が気が弱くていけなかった、いけなかったことによって、税が滞納になる扱いを受ける、さらに、延滞の関係も支払いができない、支払いが求められるという点でいきますと、私は二重のパンチが加わせるなということでもあります。

したがって、先ほどのちょっと触れましたけれども、行政側として、前年所得の申告の所得の内容の基準ですよと言われて、それが半分以下になると、あるいは、皆無になったということが対象だといったときに、それは、非常に税というのはわかりにくいということで、住民側は、やっぱり前歯を折ってしまうということになったときに、じゃあ、行政としてせつかくつくられたもの、それをどう生かしていくのかという点でいきますと、窓口に持っていらっしゃいよというの、私はいかななものかなと思うし、そうかといって、らしき人を訪ねて行って、あんたは大丈夫かいなと言ったらぶっ倒されてしまう。

そこら辺の隘路もあるのではないかなというのが、一つは懸念がされる問題。

ですから、いわゆる仏つくって魂入れずということだけでは、やっぱりまずいので、一つは広報という、住民に知って知らせて、住民が行動を起こすような、そういう行政側の取り組みが、私は必要だろうということと、先ほど、税の関係も出ましたけれども、収入と所得とは違うわけです。

これでいきますと、所得という形になります。先ほど、130万円という形が、一つの収入の基準という形で、その収入と所得の使い分けがされると、住民側はまあいいやという形になるので、そこら辺は、やっぱり、広報を通して、この制度の周知徹底と、これが、やっぱり救済をする措置ですよというものをきちんとしていかないとまずいだろうなというふうに思うわけですが、そうした取り組みはされますかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 減免につきましては、法の体系と申しますか、減免につきましては、市町村長が減免をすることができる規定がございます。

そうしたことを受けまして、条例に載せてその内容を明記をしていくわけでありすけれども、法の中には、最初から法で非課税という方も適用、まず、最初から外れていくという方もおみえになりますし、課税免除というような制度、その3つ目の段階が、市町村が条例で定めてやることのできる規定の減免でございますので、そうした所得激減ということの把握につきましては、一旦、当該年度の課税をしておいて、その後、発生したそうした所得激減の事由によって、減免を開始していくということになりますので、やはり、どうやっても、一応、状況は伺わざるを得ないというのが、この所得激減の部分があります。

そうしたことの周知につきましては、私どもができる広報で周知はさせていただきたいというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ぜひ、わかりやすく、納税者、あるいは、町民にその内容は、知ら

せていただきたいということで、要は、申告をしなければ、あかんのですよ。つまり、俺は苦しいわといって、手挙げ方式だと、手挙げをしないのは苦しくないだろうと、苦しかったら手を挙げるよという対応の仕方というのは、防災の関係でいけば、俺は援護者だといって、援護者でありながら手を挙げないやつが悪いという形の中の対応というのは、やはり、私はまずいだろうという点から含めていくなれば、やっぱり、知って知らせて組織する、これが、行政の取り組みの原点だというふうに思うので、そうしたことはきちんとやっていただきたいというふうに思います。

それから、固定資産税の前納報奨の廃止の関係で、数年前に町民税の前納報奨金の廃止をした。そのときに、固定資産税については、なぜ、残すのかという議論もございました。

そうしたときに、あなた方の答弁というのは2つあった。1つは、もう幸田町と西尾市だけが、固定資産税については、減免を持つ、あとの市町はみんななくしてしまったと、そうしたときに、あなた方は、いやわしのところだけではない、西尾も持っておりますから、私とは西尾を一緒に共同歩調をして、保障制度を残していきますわというのが1つ。

もう1つは、町民税の廃止をした。そのことによる年度当初の税源、あるいは、財政確保という点でいきますと、町民税をなくしたこと、そうした点で、じゃあ、どうするのだといったときに、銀行から借り入れるわという答弁でしたよね。

そのときに、答弁したときに、第1期目の関係からいけば10億円ぐらい不足するというとも言われた。

だから、固定資産税については、その比率は下げても、報奨金を残しますよというのが、今日までの経過。

今回は、西三河9市1町でわれひとりと、寂しいじゃんかというのがその発想ですよ。

ですから、そうしたことも含めていくなれば、あなた方にポリシーがあるのか、9市1町の中で、1町になっても頑張れよといって町長が一昨年励ましたわけです。けれども、9市1町の中で幸田町だけで、われ友達誰もいないからもうやめだと、それから、も一つは、じゃあ、廃止したことによって、税収やどう確保していくのかという点でいきますと、先ほど申し上げたように、前納報奨で報奨がなくなっても前納してくれる人も一定数おると、そういう想定のもとで、あえて銀行から借り入れなくても何とかやりくりできましようよというのが、見通しの問題だろうと思う。

そこら辺のどういう形の中で、今回、廃止に踏み切られたのかと、2つの要件の問題も含めて、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） まず、申告をしなければ生活がいろいろ苦しい方につきましては、把握はできないではないかということでございます。

いろいろな状況下におかれて、そうした生活が苦しいという方、いろんなケースがあるというふうに考えておりますので、広報周知という意味では、さらに徹底をしてまいりたいというふうに思っております。

それから、前納報奨金の廃止につきましては、一つのまちしか残っていないのというような、余りそういう理由で申し上げたくないわけですが、一定程度の制度の効果はあったということをもって、改めさせていただくということでございます。

それから、例えば、第1期までに通常入ってくるであろう金額が、入ってこなくなった場合、借り受けるからというような代替措置というような話もあったわけですが、近隣の制度廃止をした自治体のお話を伺いますと、廃止した翌年につきましては、やはり、第1期に入ってくる金額が、約88%程度だと、数%は、最初に入ってくる額が減るという実態があるというようなことが、直接幸田町にそのまま当てはまるかどうかはわかりませんが、そうした率を単純にかけますと、3億2,000万円程度が、同じ率を掛けて考えると、第1期に減少することとなると、そうした当面の運転資金が、最初に減ってくるわけですので、振りかえ運用というような形も含めて、考えていかざるを得ないのかなというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ちょっと、私の理解が及ばない。振りかえ納税で対処といわれると、具体的にはどうされるのですか。

結局、1期、2期、3期という期別の納税を求めているという点で、振りかえの関係で、1期、それは、振りかえはどういう形にしても1期は1期だという形で、振りかえで対応という点でいきますと、ちょっと私自身は理解できなくなった。どういう内容でしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） 減収するであろう、そのおおむね、他自治体でいう減少額につきましては、振りかえの運用でお金の工面をするというようなことで、対応させていただくことになろうかというふうに考えております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 先ほど、前納報奨制度を廃止をした市町の例で、前納があったときには、100%とした場合、廃止をしたことによって88%だと、そのぐらいの落ち込みがあるよということですが、幸田町の場合、例えば、今、言われたように、振りかえの運用をするということですが、見込みとしては、例えば、88%がいいとか、見込みがどの程度落ち込み、そのことによって、個人町民税の関係は、銀行から借り入れるということを答弁で言われたわけですが、そういう内容については、どこら辺まで踏み込んで、この関係があるかということと、もう1つは、町民の納税意識に期待を抱いて、わずかばかりの報奨金、そんなことはあてにせずに、幸田町の皆さんは、全部、前納で頑張ってもらおうという見通しなのかどうか。

○議長（大嶽 弘君） 総務部長。

○総務部長（小野浩史君） あくまでも、近隣が廃止をした自治体の事例を聞いた中での想定でございますので、実際のところ、そうした穴があくような部分をどのように解決していくかというところの策まで、具体的には詰めておらない状況であります。

前納報奨金、あくまでも皆さんに全ての方に、前納報奨制度を使っていただいて、さ

らに早期税収確保を図るかということでございますけれども、現状で申しますと、その上限は1万円というこの制度でございます。単位でいくと100円から1万円までということでございます。今、この分布を若干お話させていただきたいと思っておりますけれども、100円から500円までの交付金を交付しているのが、人数でいきますと78%でございます。金額でいうと33%という、3分の1というようなことと、それぞれの分布もあるわけですが、単純に平均すると600円程度ということで、そうした金額だからやめるのかというようなことにもあれですが、自治法としては、そうした分布にもありますので、そうした内容等、制度の趣旨を一定程度完遂できたのかなということをもって、今回、制度廃止に踏み切ったところでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第8号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第9号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子ども・子育て支援法によって、子ども・子育て会議の設置が、今回、設置をされるわけであります。

それまでは、次世代育成の協議会の中で、この子ども・子育てにつきましては、いろいろと協議をしてきたという説明があったわけでありますが、今回、子ども・子育て会議を設置することによって、この子ども・子育て会議の果たす役割について、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 子ども・子育て会議、今回、条例で設置の議案を提出させていただきます。

先ほど、議員の言われたとおり、平成25年度、平成26年度については、ニーズ調査をはじめ、事業計画策定について、次世代育成支援地域協議会のほうで、幸田町の子ども・子育て会議という位置づけで実施をしてまいりました。

今回、子ども・子育て支援法77条に、条例で定めることにより、審議会その他の合議制の機関を設けることができるということで、努力義務として規定がされたわけでございます。

今回、この次世代の協議会の委員さんが任期満了に平成27年3月31日をもって満了となります。

新制度がスタートするこの機を境に、子ども・子育て会議として、条例で位置づけをしていこうというものでございます。

その中の会議の果たす役割ということでございますけれども、まず、第1点、77条にうたっておりますとおり、特定教育保育施設の利用転移、それから、特定地域型保育事業、小規模保育事業所等の利用転移を定めるときには、この子ども・子育て会議の意見を聞かなければならないということでございます。

そういった部分で、意見の広聴を行うということでもあります。

それから、もう一点としては、子ども・子育て支援に関する施策の総合的かつ計画的

な推進に関し、必要な事項及び当該施策の実施状況について、調査、審議を行うということで、その実施状況について、意見を伺うと、そういった役割がございます。

そういった部分については、あくまでも御家庭の事情を十分に踏まえた上で、意見を伺いなさいということでございます。

それと、もう1点は、子どもに近い現場の方の意見を聞くことにより、その子育てに対するニーズ、隠れていたニーズ等の拾い出し、そういった部分もこの会議では、重要な役割を果たしているのかなというふうな認識でございます。

それから、平成27年度から、新たな新制度の事業計画がスタートいたします。その事業計画の進捗状況等、マネジメントサイクルに当たりますチェックアンドアクション、C Aの部分でこの会議が十分に生かされてくるのかなというふうに認識しております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） この子ども・子育て会議を設置することによって、ニーズ把握や、あるいは、利用者の意見を保育の内容にも反映ができるという、そういう役割を果たすよということですが、この会議のメンバーであります。

今までは、保護者や、あるいは、現場の保育士等も入って審議をしてきたわけですが、これが、また、次世代育成会議を控えたということで審議をしてきた。この同じようなメンバーが、この会議のメンバーになるのか、それとも、新しくまた設定し直して、子育て会議を設置するのか、その組織についてお訪ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 委員の構成でございます。基本的には、次世代育成支援地域協議会の委員さまを、そのまま継続していく形で検討しております。

したがいまして、この子ども・子育て会議が設置されたことにより、次世代の地域協議会は廃止をしていく予定でございます。

メンバーとしては、子どもの保護者の関係が2名、それから、事業に従事するものの関係者11名、それから、学識経験者4名の17名で予定しております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） 私も同じような内容の質問でございますので、今の丸山委員の質問に対する答弁で十分かなというふうに思っております。

1つだけ追加をお願いをしたいのですが、今度、この条例でできる会議による、いわゆる会長の権限、この会長の権限は、今までの次世代のときよりも強まるのではないかなというふうな読み方をしましたが、この会議での意見というのは、町長としては、どのように扱われるのかなという部分についてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 子ども・子育て会議を設置することによって、次世代については、次世代育成支援法の関係で行動計画の検証等、その協議会で行ってまいりま

した。

今回の子ども・子育て会議につきましては、子ども・子育て支援を総括的に判断をしていく組織となりますので、今、委員の言われたとおり、協議会の会長より、さらに大きな役割を果たしていくということでもあります。

この会議で、意見を聞かなければならないという法律上の位置づけでございます。そういったさまざまな現場の御意見をお伺いして、その中で、斟酌をしながら、子ども・子育て支援に汎用をしていくという考えでございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根久治君の質疑は終わりました。

ここで、10 分間の休憩とします。

休憩 午後 1 時 5 4 分

再開 午後 2 時 0 4 分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

次に、9 番、水野千代子君の質疑を許します。

9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 今回の条例の制定は、子ども・子育て関連の 3 法が成立をしまして、この 4 月から、子育て支援新制度が始まるものに伴いまして、子ども・子育て会議が条例が制定するわけでございます。

今、構成の人数は、今、お聞きをいたしました。子どもの保護者が 2 名で、子ども・子育て支援に関する事業に従事するものが 11 名、学識経験者を有するものが 4 名ということで、今、17 名ということでお聞きをいたしました。

この中には、子どもの保護者というのが 2 名というのは、若干少ないのかなというふうに思うわけでありまして。また、20 人以内ということでございますので、もう少し子どもの保護者の関係は、私は入れていただきたいというふうに思っておりますが、その辺の考え方をお聞かせください。

それから、委員は、次世代育成支援の地域協議会をやられていたメンバーが、そのまま任期を終わられて、4 月から、今回は、議会のほうにそっくり入られるということをお聞きをいたしました。

しかし、先ほどいいましたように、20 人以内でございますので、枠がもう少しあるわけでございます。保護者の関係、また、そのほかにも委員の公募というのは、考えられなかったのかという、要するに、公募は考えられなかったかということをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 委員構成の中で、子どもの保護者の人数が 2 名では少ないのではないかと御質問でございます。

とりあえず、条例上は、現在の協議会のメンバー構成をそのまま継承して移行してございますので 2 人という規定でございます。

それで、20 名の定員のところを 17 名の予定でございますけれども、第 4 号として、

町長が必要と認めるものというのは若干名、枠がございます。

今、議員の言われるとおり、子どもの保護者として、必要性を認めるようであれば、そういった公募の委員等も考慮はしていきたいと思います。

というふうで検討していきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） それでは、まだ、若干、町長がそれを認めるものという中に、保護者が入る可能性もあるということで、考えていきたいというふうに思っております。

ぜひとも、委員の公募というのは、私は必要ではないかなというふうに思いますので、その辺もしっかりと御意見等を願いたいというふうに思います。

それから、子ども・子育て会議という、子育てということで、委員の中には、女性の人数のほうが多いのかなというふうに思いますが、先ほど、人数はお聞きをいたしました、男女の性別についての人数もお聞かせを願いたいと思います。

最近では、男性も育児に参加するというので、イクメンという言葉も流行でございますので、イクメンも多いかというふうに思いますので、今、言われた 17 名のうちの性別の人数をお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 委員の男女別の数はということでございます。男性が 7 名、女性が 10 名でございます。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） 本当にいいバランスの中で、委員が構成をされているかなというふうに思いますので、しっかりと審議をしていただいて、さまざまな提案、また、意見等も出していただきたいというふうに思うわけでございます。

それから、この会議でございますが、やはり、子どもたちの健やかな成長を見守る社会だとか、環境の整備だとか、そういうことなど、さまざま協議するものがあるかというふうに思いますが、この会議は、公開していくべきだというふうに思うわけでありますが、この辺についてのお考えをお聞かせをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 会議の公開ということでございます。はっきり申し上げまして、公開というのは、全く頭にはございませんでした。今回、水野委員からのこの通告をもって検討はさせていただきました。

西三河の団体に、一通り聴取をしたわけですが、9 市のうち 8 市は、ホームページで開催を周知し公開をしておりました。

それから、1 市については、情報提供はしていないのですが、傍聴を希望すれば拒むものではないという考えでございます。

本町におきましても、条例で位置づけするような会議でございますので、ホームページ等で開催をお知らせし、傍聴を希望する方がおれば、ぜひ、傍聴をという形で進めてまいりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9 番、水野君。

○9 番（水野千代子君） ぜひとも、公開をしていただきたいと思います。

社会に対して、子育ては、大変重要な施策でもございます。当然、この会議も重要な会議となってくるわけですので、しっかりと住民に公開をしていただいて、進めていていただきたいというふうに思います。

私も全国のこの会議の公開は、どのくらいやっているのかなというふうで調べました。全国で全てを調べたわけではございませんが、やはり、町という名前のところも公開をしておりました。公開の要綱もつくられて、きちんと傍聴する人数だとか、そういう細かいことまで、要綱で定められて公開をされている町もございましたので、この会議がどこの会議室でやられるかわかりませんが、やはり、ある程度、傍聴ができるような会議室で行っていただければ、私はありがたいかなというふうに思います。

そして、また、今、部長も言われましたように、会議の内容だとか、議事録だとか、そういうことも公開をしていただけるかどうかということを、再度、お伺いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 会議の内容とか、事業計画の見直しの状況だとか、そういった情報については、皆さんに広報でお知らせするか、ホームページかというのは、検討させていただきますけれども、そういった方向では、検討したいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 9番、水野千代子君の質疑は終わりました。

次に、7番、池田久男君の質疑を許します。

7番、池田君。

○7番（池田久男君） 私からは、選考基準ということで、2点ほどお伺いをいたします。

委員の構成は、先ほど、議員が聞かれましたので省略して、ほかの2点ほどお伺いをいたします。

平成24年8月に、子ども・子育て支援法は改正されまして、本町でも子ども・子育て支援の新しい制度、創設の目的というのがつくられまして、一人一人の子どもが健やかに成長することのできる社会の実現を目指して創設されました。

そして、目的として3つの質の高い、また、子育て支援の充実した文言が3つ例記されております。

質の高い幼児期の教育、保育の提供、また、保育の量的確保、制度の保育の量的改善、そして、地域の子ども・子育て支援の充実ということ、3つの目的が書いてあります。

そこで、2点ほどお伺いをいたします。

大変、質の高い重要なこの制度の目的でございます。委員の事前学習はあるのか、ないのかと、もう1点、委員の方々の経済的支援、いわゆる仕事と子育て、両立される方もこのメンバーの中に入っておりますので、費用弁償などあるかどうか、この2点について、お伺いをいたします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 2点ほどお伺いをしました。

まず、事前の学習会というか情報提供ということでございます。

今までの次世代の協議会においても同様でございますけれども、委員の皆様に当日資料を渡して意見を述べよというのは、非常に無理なことでございます。

したがいまして、事前に資料をお送りをして、もろもろの意見を持ち寄って、会議のほうに臨んでいただいております。

そういった意味で、個々一人一人には、そういったレクチャーみたいなことはしていないのですが、事前に資料を配布して、意見を持ち寄っていただいているという状況でございます。

それから、委員の経済的なという部分でございますけれども、非常勤の特別職ということで、日7,300円の報酬を支払っております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 7番、池田君。

○7番（池田久男君） 委員の事前の学習については、資料提供で委員の方に熟読していただくという方向でございます。

また、非常勤職員でありますので、1日7,300円という支給がある、これは、時間制限はあるかということと、次の第5条の会長について、ちょっとお伺いをいたします。

会長は、会務を総理と、初めての文言でございます。総理の意味を教えてください。その2点お伺いして、私の質問は終わりたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 時間制限はということでございますが、今まで協議してきた次世代の協議会においては、おおむね半日ということであります。

それから、もう1点の総理ということでございます。総理というのは、国の子ども・子育て会議でも会務を総理するという表現を使っておりますけれども、総理とは、全てを取りまとめて管理すること、全体に関する最も重要な業務を処理する意味でございます。会議の運営、議事の取り回し、決定等、重職を担うということでございます。

この総理というのは、幸田町の条例をはじめ、例規を調べてみますと、52本の例規で使われてございます。統理とかそういう部分あるかと思いますが、全体のそう取りまとめという意味合いで、総理という言葉を使わせていただいております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 以上で、7番、池田久男君の質疑は終わりました。

以上で、第9号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第10号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 4月から、新しく始まる新制度は、幸田町が認定をしなければならないわけでありまして、その認定をし、さらに幼稚園や、あるいは、保育園の保育料の設定をしなければならないというふうになってきております。

そうした点から、保育料の提出を求めたわけですが、1号認定が、幼稚園の保育料、2号、3号が、保育園等の、あるいは、認定こども園の保育料ということで規定をされ、基準額表を出していただきました。

そこで、お聞きをしたいわけでありまして、国の示す基準というのがあるわけ

ですけれども、以前は、この保育料の設定について、幸田町の保育料の弾力徴収率という形の中で、大体、60から70%の範囲内におさまるといような設定を設けておりましたけれども、今回の保育料につきましては、国の徴収基準の何%に当たるのか、その点について、まずお答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 国の基準の何%かということでございます。

今、議員の言われたとおり、平成16年までは、弾力徴収率という言葉を使っていたかと思います。国に対して、60から65%が適当であろうという文献を見たことがございます。

今回の保育料の基準につきましては、生活保護のゼロ円というのは、国もゼロ円ですので、その100%というのは除きまして、本町の保育料の基準は、平均で申し上げまして、47.8%、約半額ということでございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで、幼稚園等のいわゆる1号認定は、保育を必要としないということで、認定をされるわけでありまして。そこで、従来の幼稚園にいく子どもたちの保育料でありますけれども、今まで、民間の幼稚園にいていた子どもたちの保育料といえますか、学費というものについては、この幸田町では、取り上げていなかったということで、なかなかわからなかったわけでありまして、今回から、このように幼稚園の保育料も幸田町で定めていくというふうに変わったわけでありまして。

そこで、お尋ねするわけでありましてけれども、今回、保育料は、今まで所得税による階層、所得階層の基準で保育料設定をしたわけでありまして、住民税、新しく始まる保育料につきましては、住民税による所得ランク、住民税ランクによって変わるわけでありまして。

そこで、このいわゆる町民税によって、この保育料が設定されるわけでありまして、負担増とならないようにということで求めてまいりましたけれども、プラスマイナスという形の中で、若干、上がるという、こういうような担当の答弁も以前にありました。

そうした点で、この住民税に基準額が変わることによって、この47.8%に抑えた保育料によっては、どのランクがプラスになるのか、あるいは、同じ基準で同水準に設定できたのか、その点についてお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず、1点目、1号認定の保育基準表が載っております。これについては、先ほど議員が言われたとおり、幼稚園の保育単価でございます。平成27年度については、本町をはじめ、近隣の市町村では、新制度に乗っかる幼稚園がほとんどないということで、これは、条例上載せる必要があるため、1号保育料という形で基準を載せてございます。この基準額については、岡崎市と調整を図って一緒の額を計上してございます。

と申しますのは、幸田の子どもが岡崎の幼稚園にいく場合、岡崎の子が幸田の幼稚園に来た場合には、それぞれの居住地の保育料で徴収という形になりますので、近隣の一

番子どもの出入りの多い岡崎市と保育料は統一をしてございます。ということでありますので、よろしくお願いいたします。

それから、新しく階層住民税に置きかえた場合のどの階層が増減が多いかという御質問でございますけれども、今、手持ちにはこの階層ごとのその増減というのは、国の基準と比較して、率の高い階層ということでよろしいでしょうか。

そうしますと、低い第2、第3については、30何%という率でございますので、中間層の第4、第5階層あたりが、若干、その40何%より上回るのかなというふうに判断しております。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 1号認定の保育料につきましては、岡崎市と調整をして同じ金額に合わせたということであります。

御承知のように、この幼稚園の保育料につきましては、私学助成という形の中で、国の減免があるわけです。今回のこの新しい保育料におきましては、そうした国からの減額規定というのは用いられ、そのまま用いられるのか、それともどのようになるのかお尋ねしたいと思います。

それから、2号、3号の認定保育料につきましてでありますけれども、幸田町の1,100人の入所する子どもの中でも、私的契約児もこの2号の中に入ってくるわけありますけれども、そうした割合というのは、前回、文教福祉委員会の中で、人数は出していただきましたが、その中で、このプラスになる、いわゆるプラスになるのが、第4、第5ということであったわけですが、このプラスになる人数というのは、今はそこに持ち合わせていないということでしたので、委員会までに階層別の人数、そして、どれくらいこの上がるのかということで、お答えがいただけるかどうかお尋ねしたいと思います。

それから、現行水準を維持するよというということも言っていましたけれども、この現行水準を維持できるのが、どれくらいいるのかということですが、それについてもお答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず、1点目の1号の考え方ということですが、1号の階層については、現在の私立幼稚園就園奨励費、その区分をそのまま移行してございます。

それで、制度に加入した場合には、私学助成からこの新制度に加入した場合には、その就園奨励費の補助がなくなります。

したがって、その補助金を控除した最終の保護者の負担額を、12で割った額がおおむねこのぐらゐの額になるのではないかなということですが、1号認定の考え方は、そういうことあります。

したがって、新制度にのっからない私学助成のままで幼稚園については、現行どおり就園奨励費を年度末に受けて、負担軽減をするという形になります。

それから、2点目の私的契約児がおおむね90名程度でございます。私的契約児という

のは、新しい制度では、特別利用保育という表現に変わるわけでございます。それで私的契約児については、現行どおり定員の範囲内で余裕があれば、お受けをするということとであります。

それで、先ほどの階層別で影響の大きかったものの資料ということでもありますけれども、この基準保育料については、平成26年分の所得によって当然のことながら変動はいたします。

それと、今までの年少扶養の関係で、どうしても子どもさんが15歳以下のお子さんの多い御家庭については、みなし控除という形で、みなして控除した上での所得税の判定という形できてまいりました。

所得税の判定においても、それぞれ所得によって所得税の税率は違います。累進課税でそれぞれ率が変わってきますので、そのみなした控除額に対しての税額がどれだけ減額されるかというのは、さまざま所得によって変わってくると思います。

今回の住民税の階層というのは、年少扶養が33万円あったものがなくなるということで、町民税の税率6%、1万9,800円程度がその相当税額になると思いますけれども、国としては、そのモデルケースとして、お子様2人分をみなした税額を、階層区分の金額に上乗せをして設定をしているようでございます。

本町についても、そういった国の基準の階層をもとに、できるだけ負担の少ないように下の階層を細分化してございますけれども、基本としては、国の基準の階層分けを基本に、本町の保育料は、組んであるということでございます。

以上であります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 最初の聞き漏らしたわけでありまして、1号認定保育料につきましては、今の私学助成の新制度に乗っかる幼稚園の保育料でありますので、これは、就園奨励費の対象とならないというふうに理解してよろしいのかということですが、その点については、ちょっと聞き漏らしたので、再度、答弁がいただきたいと思います。

それから、2号、3号認定保育料につきまして、所得税階層から住民税階層になって、非常にわかりにくくなるわけでありまして。所得税階層よりも住民税階層のほうが、負担が大きいと、控除が少ないわけでありまして、そうした点からすれば、当然、ふえるわけでありまして。比較をすると、従来の階層よりも保育料がふえるという中で、調整をするというようなことを伺ったわけでありまして、国の基準どおりの階層にすると、それが、調整されないということで理解をしてよろしいでしょうかということですが、いかがでしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） まず、1点目、就園奨励費の関係ですけれども、新制度に加入する場合には、私学助成がなくなりますので、就園奨励費はなくなります。新制度に乗っからない場合は、今までどおり私学助成に基づいて、私立就園奨励費の補助金が出ます。最終的に、保護者の負担が軽減されるというものと、あらかじめ、そういった就園奨励費の補助額を差し引いた保護者負担額を12カ月で割ったひと月分が保育料

として設定をしてございます。

ですので、保護者にとっては、毎月の保育料というのは、安くなったなというイメージはあるかと思います。そういう仕組みになります。

それから、2点目の住民税の階層については、国の基準が示した階層の区分の金額については、先ほど申し上げたとおり、住民税の年少扶養相当分の33万円の6%分の税額が加算をされて、区分の判定基準となっておりますので、例えば、今まで10万円の範囲であったものが、それが13万円までがその階層ですよといったような設定がされているということでもあります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 新保育料で見た場合、プラスマイナス、入園する保育料について言えば、プラスマイナスで言えば、若干、10万円ほど全体の中ではプラスになる。保育料徴収がプラスになるというようなことをお聞きをしているわけですが、そのプラスマイナスが、どれくらいになるのかよくわからないわけでありまして、プラスがどれだけ、マイナスがどれだけでプラスマイナスした場合、プラスが10万増になるのか、その点について、わかる範囲で答弁がいただけたらと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） さっきの文教福祉協議会で、そういった影響額を答弁させていただいておると思いますが、この階層の判定対象が変わることによって、10万6,000円ほど影響が出るという答弁をさせていただいているかと思います。

その増減ということなのですけれども、やはり、先ほど申し上げたとおり、子どもさんの多い御家庭については、どうしても上の階層に上がってしまう可能性があるということでもあります。

それから、お子さん一人の御家庭については、逆に階層が下がる可能性もございます。そういった部分で、この平成26年分の所得の増減にもよりますけれども、その試算をした時点では、ふえる方がおおむね180名、それから、減るほうが90名という、平成27年度の編成時点での試算では、そういう数字が出ております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、5番、中根久治君の質疑を許します。

5番、中根君。

○5番（中根久治君） この保育所の設置管理の条例の一部改正の内容でございますが、文字の読みかえというのが、少しありますので、まずそこから一つお聞きしたいのですが、例えば、使用料が保育料に変わるということとか、範囲以内というのが範囲内に変わるというような言い方とか、もとづきがよりに変わると、こんな言葉の入れかえがあるわけですが、いわゆるこの児童福祉法というのは、まさに学生にとっては、こういう仕事につく学生にとって、もう暗記しないとイケないぐらいの大事な法令なのです。

これが、わかっていないと試験に通りませんので、学生は、この児童福祉法をきちんと頭に入れて、39条なんか特にそうですが、頭に入れてくるわけですが、町の条例を読むと今度その言葉が全部変わっていると、その部分がどのように解釈できるかという

ことがありますので、最初にお伺いしたいのは、欠けるという言葉が、必要とするに、どのように読めばこのように読めるのかと、欠けるという字は必要とするとは読めないだろうと私は思うのですが、どのように読まれたかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 保育に欠けるという部分と、保育を必要とするということとでございます。この言葉の使い分けというのは、子ども・子育て支援法が、全て保育に欠けるから、保育を必要とするという表現に変わっております。

これについては、待機児童の解消等、子育て支援を強力にバックアップしていこうというあらわれかと思えます。

したがいまして、欠けるというのは、本来児童福祉法でいくと、保育にかけるという部分であったものであるのですけれども、今回、特別利用保育ということで、そういった保育を必要としない子どもについても、法律上位置づけたということとでございます。

現在でいう、私的契約時であっても、やはり、そういった近所の子どもと一緒に保育園にいかせてやりたい、それから、やっぱり同じ小学校にいくのに、ある程度、同じ保育園で保育をお願いしたい、そういった部分についても、私的契約時という形で定員に余裕があれば、お受けをしているわけでありますけれども、かけると必要とするの違いは、要は、子育て支援に対するその姿勢のあらわれなのかなというふうに思っております。

それから、範囲内だとか、よりというのは、例規上の本町のそういった表現のほうに馴染んでいるという部分で、そういった表現の変更がしてございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 欠けるという言葉と必要とするというのは、言葉はイコールではないような気がしております、その間は随分アナログな幅を持っていると思うのです実際の話が。

そうすると、この表現が変わることによって、今、私的契約児の話がありましたが、その入所できるようになったものと、また、逆にその入所が難しくなったものが中に出てきたのかなというふうに思うのですが、そういったところについては、あるかないかについてお願いをします。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 入所が難しくなったという認識は、私にはございません。より入りやすく状況になったのかなという認識であります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5 番、中根君。

○5 番（中根久治君） 使用料が保育料に変わると、こうなっていくわけですので、当然、予算のほうが入ってきますが、予算の項目の変更にもなると思うのですが、その辺については、どのように考えておられるか。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 先ほど、使用料という部分が、答弁が抜けておりました。

今回、使用料から保育料というふうに保育所の摂関条例の改正をお願いしているわけでございます。

現行においては、法律上、規定のしていない私的契約児ということで、施設使用料という形で、この条例に、使用料は条例で制定する必要がございますので、入所の特例という形で、条例でその根拠を記載させていただきました。

今回も保育料というふうに改正をしたというのは、法律上、先ほど、言いましたとおり、特別利用保育も法で位置づけをされました。そういった部分で、その私的契約児の施設使用料というのは、保護者負担金という形の考え方になります。

したがって、その私的契約時においても、この保育料という形で、実施時と同じような保護者負担金の扱いをしますので、今回、使用料から保育料という形に変更させていただきました。

先ほど、予算の関係を質問されました。実際に、編成時点では、そういった保護者負担金の扱いについての明確な国の通知がございませんでした。編成が終わって、ある程度固まった時点で、それは、実施児と同様の保護者負担金という扱いで言いという情報が入りまして、今の予算上では、私的契約児の使用料で100名程度の使用料という形で予算が挙がっています。

それから、実施については、負担金でという形になっておるわけですが、この変更に関がなくって、今、その状態になっておりますけれども、行く行くは、その施設使用料を最終的に実績に合わせて負担金のほうに組みかえをさせていただきたいという予定はしてございます。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） どちらに入ってもいかなような気がしますので、きちんとした形で、その保育料が入ってくるようにしていただきたいというふうに思っております。それをお願いをしておきます。

もう一つ、7条の関係ですが、保育所の定員の問題なのですが、定員というのは、どうやって決めておられるのかなということが、とても気になります。

定員が決まらないと、このいわゆる私的契約児の数が決まってこないわけですので、その私的契約児の数と、定員とのさじ加減はどういうふうにされているのかなというのが、もう一度、お聞きしたいことと、それから、先ほど出ておりました、9号議案との兼ね合いはどうなっているのかなということについてもお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 定員の考え方でございますが、毎年、定員は見直しをかけてございます。その関係で、各施設の保育室の関係がありまして、その入所の申し込みの状況を見て、例えば、0、1歳は、保育士1人に対して3名まで、それから、2歳は、保育士1人に対して子ども6人、それから、3歳については、保育士1人に対して20人、4、5歳が30名という法律上の決まりがございます。

そういった入所申し込みのクラスの編成上、毎年、定員が変わるわけでございますけれども、その今言われた私的契約児の受け入れというのは、例えば、1クラス3歳児の

20名のクラスに、15名のクラスがあった場合には、私的契約児としては、3歳の子は、3名から5名受けることが可能になりますよということでもありますので、定員は、そういったそれぞれ設定した部屋数かけるその部屋の人数のトータルが、毎年、定員として変わってくるということになりますので、私的契約児は、そういった3歳の保育室、4、5歳の保育室の中の許容の人数の範囲内に余裕があれば、私的契約児としてお受けすることができるということでもあります。

9号議案については、子ども・子育て会議ということで、その保育料の案としては、お示しをして御意見を頂戴する中で、その保育料を決定しているということでもあります。別段、御意見はいただいておりますけれども、会議のほうでは、提示をさせていただいております。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根君。

○5番（中根久治君） 保育所の定員というのが、毎年、見直しであると、要するに、定員というのは、現状に合わせる、そういうような形になっておって、もともと定員そのものがあって、定員に合わせるということではないと、そういう形だなということが理解できましたが、本当は、定員という言葉の意味と違うのではないかなということ、私は思っておりますが、新しい形になっていきますので、うまく運営をしていっていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 5番、中根久治君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条例の第8条では、保育料は町長が規則で定める。こういって、その資料の提出を要求し、資料が提出をされました。

そうした中で、先ほどの部長の答弁で、国が示した基準に住民税を当てはめると、こういうことを言われた。国の基準という場合、何を求めて、私が求めているのかというのは、国は途中で手のひらを返しましたよね。豹変したのです。

そこらは、同じ国のほうの基準ですよ。これは通告してあるように、年少扶養の問題、子ども手当の創設の問題、そうしたことも踏まえて、国は、途中でころっと手のひらを返した。

それは、今、あなたの言われた内容からいくと、何に当たるのか、説明がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 子ども手当が創設されたことによって、そういった経済的助成をするので、年少扶養控除は、廃止するという形で、国のほうは、切りかえてきたということでもあります。

それに伴って、控除がされなくなったことにより、年間の所得がふえたことによって、階層が上がるという、不利益な状態が出ておって、国としては、そういった控除額をみなして、算定をなささいというふうな方法に変わったかというふうに理解をしております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今、部長の言われるように、当初、国は、子ども手当の創設に伴う年少扶養控除と特定扶養控除、上乗せ廃止によって、所得の算定に影響が出ないように、その廃止したことによって、控除項目が減るので収入がふえる。収入がふえたことによって、保育料の階層が上がっていく、そうしたこと、上がると保護者の負担がふえるから、そういうことはしないようにという、影響が出ないようにという国の通達を出しているのです。

その通達の中で、じゃあ、幸田町はどういう対応をしているのかと、あなた国の基準に従ってといったときに、先ほど申し上げたとおり、国はぼろっと手のひらを返して豹変したと、豹変する前なのか、豹変した後なのかという点からいけば、どこで線を引いて、はい線を引いたときの前の問題か、後の問題かという点でいけば、住民の負担というのは相当変わってくるわけですから、そうした点で、あなたの言われた内容というのは、国が手のひらを返す前の国の基準なのか、それとも手のひらを返した後に住民の負担をふやす、そういう国の基準なのか、明らかにしていただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 現行の保育料については、みなし控除をして、算定をしてございます。

今回の階層の区分につきましては、先ほども申しましたが、モデルケースとして、子ども2人分の控除額33万円の6%分かける2人分という額を加味した区分が、今の国の基準表もその区分になっているわけなのですけれども、現行の基準表についても、国の基準に従って細分化をしているということもございまして、今回の保育料の基準についても、国のそういった上乗せした区分に従って、細分化をして、10階層という構成にしております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、国は、当初、再算定という形の中で、負担が国民に、いわゆる住民に及ばないようにということで、方針を出したのですよね。

そうすると、自治体のほうから、いやそんな保育料が現行のままで、控除がどうだといったときに、私のところはえらいからということで、地方からそんなことあかんという声が上がって、国のほうは、先ほど申し上げた豹変をする、手のひらを返すという点で、現場のほうで混乱が起きるという中で、例えば、東京の東村山市は、改めて計算をしないよと、国が示したとおりだと、豹変前の国の基準のとおりだよといったときに、あなたが言われたように、子どもの数がふえればふえるほど、負担はふえるという仕組みが今ある。

それは、算定をし直したことによるものです。その前であれば、そういう年少扶養の、特定扶養の控除という点から含めていくなれば、これは、国がああだこうだと言いますけれども、条例の第8条は、町長が規則で定めるというのは、町長の施策の裁量の範囲で、再算定をするのか、算定をしないのか、そのことによって、保護者の負担はふえる

のか、ふえないのかという、まさに町長の裁量でこれができるはずなのかと、国は、基準は示しました。ころっと変わった内容で。

しかし、それに従わないといけないという決まりはない。ですから、市町によって、自治体によって、保護者負担をこれ以上ふやしてはならないという形の中で、国の基準がころっと変わったものではなくて、子どもが数がふえるほど負担がふえるという、ばかな保育料の算定の仕方はしないと。

これは、自治体の首長の裁量ということですので、私は、町長に答弁を求めたい。この第8条で、条例の第8条は、保育料は、町長が規則で定めると、定めたときに、国の基準がああだこうだという形で、ころころ変わって、最終的には、部長の言われるように、保護者の負担がふえて、子どもが多ければ多いほど負担がふえるという子育て支援に逆行する保育料がつくられてきた。

そうしたときに、それは、基本的に、先ほど申し上げたように、町長の施策として決めることができるのだと、国の基準に従わなければ、ペナルティーをかけるよということではない。一つのものの考え方として、国はころっと手のひらをかえて豹変したという、そういうことも含めていくなれば、町長が、施策の裁量としてどういう形でこの保育料に対応されるのか、答弁がいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） 部長が、先ほどから申し上げているとおりでありまして、国の基準をもとに算定をしてまいります。

その中で、いろんな問題が起されば、それは、また、考えさせていただくということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） ですから、先ほどからも言われて、いろいろ問題が起きている。その起きている内容というのは、何なのかといたら、子育て支援に逆行して、子どもの数が多いほど、保護者の負担がふえるというのは、これは、支障が生まれているということなのです。

ですから、全国の自治体の中でも、それは、子ども・子育て支援に逆行するということと同時に、国が豹変し、手のひらを返して、保護者負担を強めたことについては、自治体の長として、私の施策に反するかなということで、保育料の算定の仕方、国が当初、昨年の6月前まで、7月からころっと変わったのですから、6月までの考え方で、保育料についての規則対応をという形で対応している。

ですから、町長、不都合が出る、あるいは、国の基準によって算定したことに対して問題があるならというなら、基本的には、子育て支援に逆行するのではないですかということをお尋ねしたい。

○議長（大嶽 弘君） 町長。

○町長（大須賀一誠君） この保育料の算定基準につきましても、保育所の運営協議会、一応お出ししまして、皆さんにこの内容につきましても、全会、協議させていただいているところでございます。

これをもとに、議員がおっしゃるようなことにつきましても、また、検討させていた

だくということをお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 他に責任転嫁してはいかんですよ。保育園運営協議会や、なんとか協議した。協議する大もとは、誰がつくられました。

部長が、町長のはんこをもらわずに、勝手にどんどん情報公開でそんなことがありましたよね。ある課長が、勝手にどんどん出た。

こういう中で、あなたが言われたように、それは、保育園運営委員会が決めたことですよと、じゃあ、保育園運営委員会にどういう素材を提供したのか。提供者はあなたですよ。

他に責任を転嫁して、自分が施策として打ち出した国、手のひらを返した国基準どおりの考え方、保育料の定め方、そういうものをつくって、さあ皆さんどうですか、御意見いただきましょうよといって、保育園運営協議会などに出したら、よっしゃといったと、だから、保育園の運営協議会が悪いだと、こういう組み立てだったら、主客転倒、あなたの責任だと。明らかにしないという点からいくなれば、私はそういう物事の構え方、とらえ方ではなくて、こうしたときあなたも冒頭言われたように、支障が出ればという前提はつくられた。

しかし、その支障の理解の仕方は全然違うということも含めていくなれば、私は、先ほど冒頭から申し上げているように、昨年の6月までは、国の基準がきちんとしていた。

それを地方からわあっと言われてたら、ころっと変えたと、そのことによって、何が生まれたかと言ったら、保護者負担がふえた、その保護者負担がふえたことに対して、日本のそれぞれの自治体の対応が求められてきておるし、幸田町も規則の条例の第8条で規則対応で町長がこれを定めるといったときに、定めた保育料が、支障があればということの考えでいくなれば、私は支障がある、それは、どういう支障かと言ったら、負担がふえる。

なぜ、そうなのかということの解明をいただきたいということが、質問の趣旨であります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 担当として、お話をさせていただきますけれども、責任転嫁という部分がございました。

この新制度については、私どもも手探りで国が進める施策の中で進めてきた内容でございます。

今回、国の示した徴収基準表を参考、判断のよりどころとして、国の基準を基本に細分化させていただきました。

これが、ベストだとは思ってございません。今後、そういった平成27年運営していく中で、評価、点検、見直し、そういった部分で、そういった不利益が生じた場合には、担当として検討はしてまいりたいと思いますので、御理解をよろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は、終わりました。

以上で、第10号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、10分間の休憩とします。

休憩 午後 3時02分

再開 午後 3時12分

○議長（大嶽 弘君） 休憩前に戻し、会議を開きます。

次に、第11号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 子育て支援センターは、深溝保育園の改築のときに、初めて支援センターとして発足をし、活動をしてきたものでありますけれども、これが、菱池、そして、上六栗の子育て支援センターということで、運営をされていく中で、深溝につきましては、休止というか休む、あるいは、有名無実になってきた施設であります。

そうした実態について、私も議会の中で、実態に合わせるべきだと、活用についても廃止も言ってきたわけでありまして、この点で、その当時は、まだ、廃止はできないということで、条例上この深溝子育て支援センターとして存続をしてきたわけでありまして、しかしながら、今回の廃止ということにつきましては、これが縛りがなくなったのかということでもあります。

要するに、起債が償還をし、そして、それが廃止する要件として、条件ができてきたのかと、その点についてお尋ねするものであります。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 縛りがなくなったかということでございます。

廃止条例をお願いするに当たって、廃止が許可が出ないということではまずいと思ひまして、県のほうには、確認をしてございます。

この施設については、平成9年10月に開設をして、17年が経過してございます。補助金上の残存年数は33年ほど、50年ということでございますので、33年ございます。県の見解としては、子ども支援センター事業が、他の施設で菱池、上六栗支援センターで、充足されているという判断のもとで行う財産処分であること、それから、財産処分の対象が、補助金の対象財産の所有者の変更を伴わない目的外使用、保育室への転用ということでございますけれども、であること、そういった2点を前提において、厚生労働省の所管する一般会計補助金等に係る財産処分承認基準において、認められておることであることとあります。

なおかつ、10年を経過していることから、包括的承認事項として、簡易な報告で済むという県の見解でございますので、縛りがなくなったということでございます。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） あの施設につきましては、放置をされたままということで、非常にもったいないということで、施設を見るときにも、いろんな指摘がされてきたところで、実態に合わせて、有効活用ということで、非常によかったと思う点であります。

そうした点で、今回、施設を3歳未満児の受け入れとして、活用していくということではありますが、この受け入れ人数、あるいは、施設改善、どのようにしていく考えなのか、お聞かせいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 受け入れの状況でございますけれども、年度途中の入所児童も含めて、ゼロ歳が2人、それから、1歳児が11人、2歳児が13名という、今の申し込みの状況でございますけれども、ゼロ、1歳児、ゼロ歳、1歳については、一階の乳児室を使用して、今回の新センターの利用については、2歳児の利用を予定してございます。

施設の改善の状況でありますけれども、既存の引き戸を撤去いたしまして、その前の通路部分まで部屋として使う予定でございます。

したがって、工事としては、その通路部分の間仕切りと、それから、ロッカー設置という計画でございますけれども、現在の支援センターの部屋としての面積が16.9平米、その通路部分を含めて改造した後の保育室としては、26平米の面積が確保できるという予定でございます。

この平成27年の予算においても、そういった改修費も含めて計上してございますけれども、おおむね80万円程度の改修費という見積もりで予定をしております。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 通路部分を含めて、26平米ということでありまして、2歳児の面積基準は、1.65ではなかったかというふうに思うわけでありまして、この部分は、クリアできるのかということでありまして、幸田町の場合は、この面積基準をクリアをして、なおかつ、少しゆとりがある、そういうような保育室基準で運用されているわけでありまして、この13人の新たな受け入れではなくて、2歳児の13人クラスを設置をするということでありまして、

ですから、そうした点で言えば、この保育室としては、面積基準は十分クリアするのかということでありまして、その点については、面積基準について、どうなのかをお答えをいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 基準でいきますと、今、議員の言われたように1.65で単純に割り返しますと、15名まではオーケーということでございますので、基準には十分クリアをしているという判断であります。

以上です。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 先ほど言われました深溝の3歳未満児の受け入れということで、年度途中までの人数のことを言われたわけでありまして、新たな年度途中の途中の3歳未満児の受け入れということではなくて、現在、申し込みをしている人数の受け入れということになるわけでしょうか。

それとも、未満児の受け入れにつきましては、深溝保育園が、全町からの受け皿となるよということで、前に言われた経過があるわけでありまして、今度の支援センターを保育室として改善をすることによって、これが、どのくらい受け入れ可能になるのかということでありまして、そうした点ではいかがでしょうかということでありまして、

現在、平成27年度の入所の受け入れ状況を見ますと、12人という数字が、これは、1月20日現在でございますけれどもあります。

ゼロ歳児につきましては、途中で1人ということですが、2歳児につきましては、12人になってきておりますので、まだ、十分未満児については、受け入れ可能ということで理解をしてよろしいかということでもあります。

それから、この解消といいますか、受け入れするのは、何月くらいからの受け入れになるのかということですが、どれくらいを目途としておられるのか、お答えがいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 住民こども部長。

○住民こども部長（桐戸博康君） 年度途中の入所を含め、先ほど言った2名、11名、13名ということでございます。

現在、申し込みを受け付けしたプラス今後の年度途中の児童を含めた数というふうで御認識いただきたいと思います。

それから、工事については、年度早々取りかかってまいりたいとは思いますが、明確な時期までまだちょっと決まってございませんので、年度始まって早々に取りかかりたいと思っております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

以上で、第11号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第12号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今回の国民健康保険条例の一部改正でありますけれども、減免規定であります。これは、私の少し勘違いもございまして、新たに追加ということで、文教福祉委員会の説明の中でお聞きした分で行ったので、この1番目の質問については、そのことを理解をいたしました。

それで、次に、2つ目でございますけれども、この見込み額についてお聞きをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、生活保護の補助を受けられる方、これを追加をさせていただくわけですが、見込み額ということですが、基本的に生活保護になられる方がどれだけお見えになるのか、それから、認定をされる月によっても変わってきますので、今回、見込み額として、平成25年度のたまたま実績でお話をさせていただきたいと思いますけれども、生活保護の認定者、平成25年度で国民健康保険の被保険者のうち、9件が生活保護に認定がされました。

そのうち、いわゆる今回の条例改正によって、課税がされない、納税をしていただく必要のないという金額が、4万4,300円であります。

ちなみに、平成26年度2月末現在でございますけれども、生活保護の認定者が5件、金額で4万1,400円ということですので、9件程度であれば、4万円前後であろうという見込みを立てております。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今回の条例改正の提案を受けて、改めて、幸田町の減免制度というのが、極めて不十分というよりも、目残し、手残しという形で存在しているなということを思うわけです。

大体、生活保護世帯に対して、課税をすると、そもそも課税をするということについて、あなた方自身がどういう認識を持っておられるのかという点で、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 基本的に、国民健康保険の被保険者になります方につきましては、法律の中の第6条の第9号に、生活保護のいわゆる扶助を受ける方、この方については、被保険者としなないという規定があります。

それを受けまして、私のほうもその規定のとおりにやらさせていただいておるわけですが、生活保護になった後の保険税についての付加というのはしていないというのが実態でありまして、生活保護の認定といたしますか、支給開始月の前の月までの分、これが、いわゆる課税をさせていただいて納めていただきたいという税額であります。

そういう意味で、今までそういう認識のもとに取り扱いをさせていただいていたということですのでよろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 今の答弁でいきますと、生活保護の対象になった時点から、国保税については、非課税の扱いですよということの答弁ですけれども、結局、それは、一つのボーダーラインを引いて、ボーダーラインの中に入った人は、そういうことですよと、しかし、この法の趣旨からいったら生活保護水準ぎりぎりの人は幾らまでおるわけです。

あくまでも、先ほど申し上げたけれども、生活保護というのは、基本的には本人手挙げ方式、本人が申請し、窓口に来ない限りは、基本的に生活保護対象、あるいは、生活保護水準以下であったとしても、保護者でないからということで、税の課税がされている。

税の課税がされても、それは負担する能力がないという形で、ずっと来られる、それが、どういう形で表面的には出てくるのかといたら、滞納という形で出てくるのです。

そういうときに、滞納者の実態をどういうふうに捉えるかというのは、決算のたびに滞納国保税も含めた町税全体の滞納の関係で、この減免制度の問題と、本人手挙げ方式による問題点の指摘もこれまでも何回かされてきた経過もあるといったときに、今回の条例改正という形で、おそまきながら条件整備を整えられたということですが、先ほど申し上げたとおり、このボーダーラインにも当てはまる人だけでも対象になっていない。

そういう人たちは、税の滞納になってきているという点で、じゃあ、今までこういう人たちに対する滞納の問題、あるいは、件数の問題については、どういうふうに把握をされてこられたのか、答弁をいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員がおっしゃられたとおり、国民健康保険でいう生活保護のいわゆる扶助費の支給をされた人も、この方について、その税を納めていただくということについての課税、これは、議会の中で御意見を受け、私どもも税の均衡といいますか、近隣市町村との均衡も含めまして、改めて検討させていただきながら、その対応を取らせていただいているわけですが、生活保護にならなくても、実際に経済的になかなか厳しいという方、これは滞納という形でなります。

この方たちにつきましては、これは、徴収といいますか、その関係につきましては、税の部局で行っていただいている現状でございますけれども、当然、滞納の関係につきましては、その方たちと面談の中で、これは、最終的に執行停止という形も取らせていただくことがあろうかと思っておりますけれども、その方にあったお話をさせていただく中で、分納であったりとか、そういった対応をさせていただいておるのが実態であります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 本来的に、生活保護水準、あるいは、それ以下という形ででも本人が手挙げをして、行政の窓口に来ない限りは、フォローされない。フォローされないから課税される、課税されたときに滞納ですよ、滞納なったときに、一気にえらいでしょうから分納しなさいよという形で指導される。それは、悪政をさらに上乗せしている。こういうことの認識はございませんか。

先ほど、ちょっと触れましたけれども、延滞という形になってくる、場合によっては、滞納したことによって、税の延滞という形でさらに加算される。そういう悪政の上に悪政を重ねる、ペナルティー行政はしていないだろうと思うけれども、行政にも血もあり、涙もあるといったときに、ただ、減少面だけの問題ではなくて、そういうものが発生をするときに、行政としてどう対応されるのか、要は、今回、こういう形の中で出てきたときに、生保者を対象にしますよという一つの条件整備がある。それはいいけれども、これをどう発掘していくのかという点では、大変な努力が要するという点で、どういう風な形で、今後、対応をされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） おっしゃられるとおり、経済的に困窮をしておみえになる方、そういった方についての発掘といいますか、私どもが知り得る情報というのは、非常に少ないというふうに、私は承知をしております。

その中で、当然、いろんなケースがございますけれども、福祉の関係の、例えば、その手当であったりとか、税の中での相談であったりとか、さまざまなところでそういった形の御相談を受けることもあります。

それが、今、うちのほうでいいます、最大の努力といいますか、それ以外でなかなかそういったすべというのは、実は、持ち合わせていないというのが、実態でございます。

生活保護の支給に関しましても、なかなか皆さん生活保護の扶助費の支給について、これは、言い方が悪いかもしれませんが、懇願をされるほど訴えてこられるという方は、非常に多いと、その中で、生活保護、扶助費の支給ができるかどうか、これは、実際には、福祉事務所のほうで、最終的な判断がされるわけですが、そういった

取り扱いの中でやらさせていただいておると、これしか、今のところないというのが実態でございますので、その辺はよろしくお願いをしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） どうも、言葉でうまくごまかされたなど、つくづく反省しているわけですが、そういった点で、先ほど申し上げた、いわゆる生活保護の実態という関係で、それにかかわる滞納の件数や滞納額がどうだといったら、保護になったら課税しておりませんよと、こういうことですね。

それは、それでいいしようと、しかし、先ほど言ったように、現実には、こうした減免の規定を条例改正の中に入れてきたということは、それ以前の問題が指摘ができると思うのです。

ですから、それ以前の条例改正前の、議決がなければ来年度まで、じゃあ、過去問題も含めて、現時点でどういう対応をされてきたのか、その実態はどうかという点で答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 現時点での対応としましては、先ほど申し上げました、生活保護、これは、認定がされるわけですが、その申請のされた日を含む月、ここから扶助費が支給がされるということになりますので、それよりも、その月を含めた後の分、これを除きますそれよりも前の分、この部分に対して、滞納があるという方はおみえになる。それがあられるわけですが、その方、平成25年度でいきますと、たまたま滞納のある方というのは、4世帯9人の方がおみえになるわけですが、この方たちにつきましては、生活保護の支給が開始されたということにつきましては、税のほうで、その情報を連携といいますか、周知をさせていただきながら、その月から、その滞納分については、先ほど申し上げた、とりあえず執行停止という形で取り扱いをさせていただいておると。

当然、御本人さんとは、その後、お話をさせていただきながらやらさせていただくわけですが、生活保護の認定も数カ月で、実は、認定はとけてしまったり、また認定になったりと、さまざまないろんな方がおみえになりますので、それについては、その時々その方とお話をさせていただきながら、その納入について、当然、執行停止をずっと続けるべきなのか、それとも、また、担税力があるか、そういったことも含めて、判断をさせていただきながら、対応させていただいておるとというのが実態でございます。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） また、その中で、生保の特徴として、対象になったり外れたり、というのは、実態としてはあると。

そうしたときに、そのときの判断が、担税力があるかどうかということの判断。いわゆる担税力は、税おしになっても、なおかつ元気だよという、そういう税を担うだけの力があるかどうかということが、担税力の判断だといわれると。それは、私は難しいと思うのです。

現実の生活の実態の全部を見るという点でいけば、私はそうした点で、今回、条例の改正の中で、生保を対象にしたということと同時に、もう一つは、そういう状況も含め

て、滞納を基本的に積み上げてきたという点でいくと、行政としては、減免規定の関係がさらに拡大、充実させていく。滞納をふやすばかりの問題ではなくて、滞納をどう少なくしながら、払えるような、払うことのできる国保税にしていくかという選択肢を持たないと、現象面出たところの勝負の対応という点でいけば、私は、言い方悪いけれども、いたちごっこになる可能性があるという点でいきますと、今回のこうした条例改正をきっかけにして、私は、滞納の問題の根本的な問題も含めて、行政側としてできる対応、施策の問題として、どういうふうな展開をされていかれるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 確かに、生活保護になられる方は、ある日突然、経済力がなくなるという、もちろん中には方もみえますけれども、それ以前から、もしくはそれ以後にもあるわけです。

そういった方たちも含めまして、その滞納については、当然、今後、考えていかなければならないと思いますけれども、これなかなか難しいところでありまして、納税をしていただいている方との平等性のこともありますし、そういったところを踏まえた滞納の方、滞納の額についてのその滞納については、当然、言及をしていかなければならないかなというふうには考えております。

ただ、先ほど申し上げましたように、生活保護の方についての、今回、ほかの市町村では、当然、既に取り組んでおられるところでございますけれども、幸田町についても、そういった取り扱いをさせていただきながら、少しでも、一歩ずつ近づいた滞納の取り扱いにしたいということでありますので、よろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第12号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第13号議案の質疑を行います。

本件は、通告なしであります。

以上で、第13号議案の質疑を打ち切ります。

次に、第14号議案の質疑を行います。

13番、丸山千代子君の質疑を許します。

13番丸山君。

○13番（丸山千代子君） 第6期の介護保険の保険料が示されているわけでありましてけれども、今回は、介護保険料段階の改正と同時に、介護保険料率の変更ということで、階層と金額が示されました。

そうした中で、基準額は、国の基準額、第5段階これを国基準に合わせるということでありましたが、1カ月当たり、現行の3,800円が、4,100円に300円の引き上げであります。

全国的に見ますと、非常に介護保険料のアップというのが言われてくる中で、幸田町におきましては、非常に努力をされたと、こういう点は評価をするわけでありましてけれども、しかしながら、やっぱり、値上げというのは、高いなど、介護保険料が高くなったというのが、率直な思いであります。

そうした中で、この引き上げをおさえるために努力をされる、これが、基金からの繰り入れということになるわけでありますが、基金の繰入額は、幾ら見込んだというのかという点でありますが、お答えいただきたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、第6期の介護保険事業計画の関係で、保険料の設定をさせていただきました。

その中で、今後のいわゆる給付費の見込み、高齢化率であるとか、介護の認定の方、そういった方たちの推計を見ながら、その算定に当たっているわけですが、当然、基金を投入しないと、なかなか引き下げ抑制にはならないということで、平成25年度末の基金残高で1億2,880万円、残高がありました。

この残高を使いまして、基金を投入しないとすると、4,500円程度になるところを、基金を投入し、今回の4,100円ということにしました。

投入をした額につきましては、1億1,650万円、これは、3カ年分でありますけれども、1億1,650万円の繰入を見込み算定をさせていただいたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 今まで、基金の繰り入れをするという金額が、一応、1億円を超したというのは初めてであります。

非常に努力をされたというふうに思うわけでありますが、しかしながら、介護保険料の引き上げには変わりはないわけであります。

そこで、お聞きをするわけでありますが、この介護保険料の引き上げを、極力おさえていく、その手法としては、この段階を細分化することによって、応益負担ということで、応分の負担をしていただく、こういう中で、例えば、ほかの市町村で、幸田町が考えられている第11段階というものを、第13段階にする、それと、合計所得金額が、これが、1,000万円以上といえるというような、所得のランクも、このようにやってきたわけでありまして、こうした高額といっておかしいのですけれども、しかしながら、この所得段階のほうを、13段階というふうに細分化、あるいは、所得基準の基準額を細分化ということができなかったのかということでもありますけれども、その工夫というのはどうだったのか、お尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回の保険料の算定に当たりましては、国の示された段階につきましては、9段階まで、幸田町の第5期の計画では11段階ということであったわけですが、この11段階以上の細分化につきましても、当然、その検討の中には入れ、対応をさせていただいていたところであります。

ちなみに、今回の段階の設定の状況で、11段階を選択をしてみえる市町村、愛知県内で20市町村、約37%に当たるわけですが、あと、12、13、14、16段階ということで、12段階も若干多くて28%の市町村が採用してみえます。

私どもも、当然、先ほど申し上げましたように、11段階以上の設定の検討もさせていただいたわけですが、この住民税の課税者の中の所得の600万円以上の方、この方について、ほかの市町村では、先ほど、議員が申されましたように1,000万

円という設定をしてみえるところもありますが、私どもの幸田町の中では、この600万円以上の方については、第1号被保険者の中の約2%未満という少人数でありました。その段階を細分化をたくさんしても、なかなかいわゆる低所得者のほうには回らないという実情もあり、第5段階の11段階を継承してというのは変ですけども、同じ段階で、とりあえず今回はしていくということで、11段階、さらに細分化というのは、今回は見合わせるということで、対応をさせていただいたところであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 幸田町においては、高額所得という実態が少ないという中で、見合わせたということではあります、それはそれとしてわかりました。

それで、資料で出していただきましたこの段階別所得階層別の被保険者数でありますけれども、この第1段階というのが、非常に多くなっている実態があります。

この介護保険制度が始まったときには、まだ、その当時は、この段階も少なかったわけでありまして、第1段階というのは、生活保護世帯、いわゆるプラスに近い収入基準の階層の方たちで、非常に少なかったのが非常に多くて、割合も8.6%という割合になっているわけでありまして。

そうした割合の中におきまして、生活保護の方がどれだけ含まれるのかということではあります、それについてわかったらお答えいただきたい。もしわからなかったら、また、後ほどで結構でございますので、その人数について、お示しいただきたいというふうに思います。

それと、この第1段階につきましては、これは、減免対象の保険料減免の対象となる人数でございますけれども、残念ながら、幸田町では、684人も対象者がありながら、そこまでの減免がされていないというのが実態でございますが、そうした点におきまして、この非常に所得が少ない階層、低所得者階層の中で、引き上げが平均7.89%の引き上げというのが、これは、本当に高く払いきれない介護保険料の設定になるのではないかというふうに思うわけでありまして、その点について、この第1段階の基準の割合をもう少し低くおさえる検討はしなかったのかという点であります。

また、年金から天引きという中で、年金は低くなる、これでは、とても暮らせないというふうになるわけでありまして、この低所得者対策というものも、もう少し減免規定を拡大する必要があるのではないかと思うわけではあります、その点についてお尋ねしたいと思います。

また、今度、この第6期につきましては、総合事業を進めていく、それを移行期間が2年間、3年目には、総合事業を実際、初めていくというふうになるわけでありまして、この総合事業の中でも要支援1、2の方たちの訪問ヘルプサービスとデイサービスを、これは総合事業に移行するということになるわけではあります、この現在の現行水準の確保というものについては、どのように計画をしていくおつもりなのかお尋ねしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） まず、第1段階の中の生活保護の受給者の方、この人数ということですが、申しわけございません、生活保護の方だけというのは、ちょっと私も

持ち合わせておりませんので、お答えができません。申しわけありません。

それと、第1段階の減免の関係でございますけれども、基本的に国が示す第1段階の割合というのは、実は、0.5の数値を示しておりますけれども、今回、0.45で示させていただいてるところであります。

さらに、国が今、今後において、その減免の関係で、平成27年度で公費を投じて、さらに0.5%の引き下げをする、さらに平成29年度では、消費税10%の枠をもって、その充てるということで、さらにまた引き下げというようなことも、今、取り組んで検討してみえるところでございます。

そういった対応の中で、低所得者の方の軽減については、同じように、幸田町についても対応していけたらということで考えておりますので、よろしくお願いします。

それと、総合事業の関係でございますけれども、要支援の1、2の方、介護予防、デイサービスであるとか、ヘルパーの関係もそうですけれども、そういったものにつきましては、以前から何度かお話をさせていただいておりますけれども、現行のサービスが必要な方、これらについては、当然、町がやる総合支援事業の中に取り組まれるわけですが、専門的ないわゆる事業者の方をお願いをしていかなければならないものにつきましては、当然、幸田町の委託の中で、そういった専門の事業者に対応していただくであるとか、そういったいわゆる今までのサービスがなるべく低下がしないような、そういった方策を、この平成27年度、平成28年度の中で、検討を調整も含めましてさせていただきながら、平成29年度に向けて施行していきたいと、そういったこと、さらには、ボランティアの方によるいろんなサービスの関係もそうですし、シルバーであるとか、そういったいわゆる人材、地域の資源の活用も含めまして、どんなことができるのか、そういった準備に向けた対応として、平成27年度、平成28年度については、取り組んでいきたいということでありますので、よろしくお願いいたします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 低所得者対策でありますけれども、国は、0.5というところで、幸田町では0.45だよというふうにおっしゃられたわけでありまして、これは、第5期の中でも0.45という中で、第1段階、第2段階を設定をし、それが今度は第6期の中では、ひっくるめて第1段階という枠組みの中で、同じ料率で設定をしてきているわけでありまして、この点からすれば、値上げがされた分、当然、引き上げということで上がっているわけでありまして。

ですから、そうした点からすれば、この介護保険料が第1段階につきまして、いかなのかなかという点であります。

当然、とても年金から天引きですので、いやおうなくこれは納めるわけでありまして、滞納ということにはならないわけですが、残った額で生活をしなければいけないという点からすれば非常に厳しい、しかも引き上げということから考えると、現行水準で移行できなかったかという、そういう低所得者対策は考えられなかったかということではありますが、そうした点についてお聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 当然、第一段階、第二段階、第三段階も含めまして、そう

いった低所得者の方たちのことについて考えなかったかといわれれば、考えなかったわけではない。当然、考えた末でございます。

ただ、当然、給付費等も伸び、さらに、また、いわゆる介護にかかわりますそういった需要も高まってくる。それについて、当然、お願いをしていかなければならないものは、お願いをしていくという中で、最低限の引き上げ、これは実際には、1,135円程度、月で上がるかと思えますけれども、これをお願いをせざるを得なかったというのが事実でございますのでよろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山君。

○13番（丸山千代子君） 次に、この保険料段階の改正について、現行の第9段階を2区分に分割する案でございます。これについて、どういう対応でこのようにしてきたのかという点でお尋ねしたいと思います。

考え方でございますが、その点について、お聞きしたいと思います。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、第9段階を細分化をさせていただきました。

この関係につきましては、当然、先ほど申し上げました低所得者の方たちの対応のことも含め、さらに国が示しておりますその所得の区分、これがこういった区分分けがされているといったのもありまして、今回、これに合わせた形で第9段階を2つの区分に分けさせていただいたということであります。

○議長（大嶽 弘君） 13番、丸山千代子君の質疑は終わりました。

次に、14番、伊藤宗次君の質疑を許します。

14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） この条例の第8条の関係は、それぞれ1項、2項、3項、4項というふうに分けて期限の延長という形で、当面をしのぐ規定であります。

ただ、そうしたときに、第1項の関係は、これは、総合事業だと、総合事業については、平成29年4月1日から行うもの、後はみんな平成30年だと、4月1日からだよという形になっている。

総合事業については、率直に言って縛りがあるのか、実施の期限の縛りがあるのかということで、平成29年というのは、第6期の最終年の年度については、総合事業のメニューをメニュー化しなければならないですよという規定であります。それは、やりますという規定ですよ。

あとの認知症の問題、あるいは、在宅医療の関係、そうしたものについては、2項、3項、4項は、第7期にゆずって、そんなのは準備万端整うわけはいかんわなという規定であります。

しかし、第1項の関係、総合事業のメニュー化の関係だけは、第6期の最終年度にはやりましょうと、こういうことですが、それは大丈夫かどうかということなのです。

総合メニューとは何ぞやというのは、後ほど、お聞かせをいただきますが、こういう小分けをされた、年度の区分けをされたという理由はどこにございますか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今回、第8条の1項、2項、3項、4項の中で、その対応が1項だけ違っておるということでございます。

地域における医療及び介護の総合的な医療確保を推進するための関係法律の整備に関する法律、長いですが、いわゆるその法律の中で、この地域支援事業の見直しに関する事項ということで、平成29年度までの市町村で実施するものとするということ、ここの部分については、平成29年度には行わなければならないということで対応させていただいたというところであります。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、国のほうが、一定猶予期間を設けて、猶予期間で最後の縛りとして第6期の最終年度にはやれよと、こういう縛りがある。後の関係については、2項、3項、4項については、もう1年おくらせてもいいよという点は、どういうふう

に問題を評価するかということですよ。要は、総合メニューだと、あるいは、在宅医療だ、認知症対策だという点からいくと、それほど随分大きな問題を持っている。

特に、在宅医療の関係は、介護保険制度そのものの根幹を揺るがす。根幹を揺るがすけれども、それを第6期中にやり通して、そして、第7期に向かっていこうと、こういうことなのですよ。

第6期の総合メニューの関係からいけば、その総合メニュー、じゃあ、名前のとおり、多用な方法で安上がり事業を、どういうふうに展開をして、在宅にするのか、施設介護ではなくて、在宅にするのかということですよ。

そういう総合メニューではない。総合事業計画ではないでしょうか、そこら辺はどうなのでしょう。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 今までの現行の制度の中で、先ほど申し上げた要支援の1、2、いわゆる訪問介護、訪問通所については、給付事業として実施はされていた。

このことを、今回、各市町村が行います地域支援事業の中で、新しい総合事業の中に取り組んで実施をするということで、ここの部分については、当然、多分、方法については、限定というのは変な言い方ですが、先ほど申し上げた専門的な事業所の対応が必要であろうというところで、その部分についてのことについては、当然、移行については、早く対応をしていかないといけない。

包括的支援事業の中でいきます、今回、充実をされる例えば、認知症であったりとか、在宅医療介護の連携推進、このことについては、当然、さらなる時間、検討であったりとか、そういった連携の調整の関係につきましても時間がかかるということも含めて、その期間が差がついておるのであるというふうに認識をしております。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） つまり、総合メニューとは、先ほど申し上げたように、多様な安上がりのメニュー事業だよと、そういう中で施設から在宅へという形の中で絞り込まれてくると、そういう中で、水際作戦として、延長の期間が設定されたから、基本的にそこに逃げていく、逃げ込んでいくという実態ということと、もう一つは、それぞれの市町

村は、こんなことを聞かれたって対応できやしないと、どうするのだという形の中で政府に声が上げられて、政府も渋々、それじゃあ、まあ総合事業は平成29年度中、あとの2、3、4については、平成30年3月31日までという形で期間の延長や、そして、2、3、4については、第7期の対応という形の中で、一つは縛りをかけたということと、もう一つは、基本的に、国の介護保険の関係は、あなたが一時期言ったような点、記憶しているわけですが、いわゆる水際作戦、もう一つは、卒業作戦、もう卒業してくれと、この時期は卒業の時期ですけれども、いわゆる介護という形の中からどうやって日常支援という形で、介護保険の対象から卒業してくれよと、こういうメニューづくりが、総合支援という形になってくるといふ点からいきますと、私は、国の縛りがあるので、このままという形にいかんにしても、要は、こうした形で延期をかけて、どう対応するのかと、ぜひとも期限が切られている、期限が切られたときに、ぎりぎりまで粘り腰でやるのはいいけれども、期限が切れたときに、じゃあ、対応は、いやちょっと頑張っているけれどもできなかったということになりますと、その被害は誰かといったら住民です。

そうした点で、対応の問題は、延長はかけたけれども、その間、何もしなくてもいいということにはならないわけだ。人的な要素、施設的な要素、そうしたものも含めて、どういう対応をされるのか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 議員がおっしゃられる卒業作戦と、非常になかなか私どもでは言いにくい言葉ですが、介護状態から、いわゆる介護の予防のため、もしくは、介護の悪化にならないため、そういった事業であろうというの、一つではあるのかなというふうに思います。

私どもも、先ほど申し上げた、新しい総合事業の平成29年度、それ以降、2、3、4項の関係につきましては、平成30年度ということで、条例の中には定めさせていただいているところではございますけれども、現実としては、もう既に、実は、その取り扱いといいますか、方向性も含めまして、包括支援センター、町の職員等、検討を実はしております。

まず、その課題の洗い出し、何があるのか、どういった施設があるのか、どうしなければならないのか、そういったことを含めまして、これから、それぞれ担当をつけまして、調査、検討、さらには、その支援策についても研究をしていくということで、もう既に動き出しをさせております。

先ほど申し上げた平成29年度、もしくは、平成30年度にいちにのさんでやるというのではなく、やれる部分があれば、当然、それ以前の対応として取り組んでいきたいということも考えております。

中には、認知症カフェとかいろんなこともあるわけですが、そういったことにつきましても、当然、もう既に違う形でやりながら、その形を新しい形に変えていくというようなものもあります。

そういった対応の中で、そのときにやれるものがあれば、当然、早いうちに対応しながら、最終的には、平成29年度には、できるだけこのほぼ4項目については、対応が

できたなという目標を持ちながら、実は、今、取り組みをさせていただいているところ
でありますのでよろしくお願いします。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 現時点で、大丈夫かといっても、大丈夫だということしかないので、
それ以上のことを申し上げても堂々めぐりになるということですが、要は、そうしたこ
とも含めて、今、介護保険が、大きな曲がり角に立ちながら、つくられた当初の理念が
どっかにいってしまったと、要は、介護離れというよりも、介護からどう切り離してい
くのか、介護保険の負担がこんなのは限界だという国の勝手な判断で、介護保険をつ
くりながら、保険対象者をどんどん切り刻んで、さらにまた、その一方で保険料の過重負
担という形の中で保険料がどんどん上げられていく。

そういったときに、じゃあ、それぞれの市町が、どういう介護保険に対する対応をす
るのか、施設介護の問題、在宅介護を充実する問題と、もう一つは、介護保険料の減免
の関係であります。

介護保険についての保険料の減免については、国は3原則というのをつくっているの
ですよ。3原則をやってはいけないという内容、まず、その3原則というのは、どう
いう内容でしょうか。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 申しわけございません。3原則というのは、私は、承知を
しておりません。申しわけありません。

○議長（大嶽 弘君） 14番、伊藤君。

○14番（伊藤宗次君） 頼むわというのが、率直な感想であります。

厚労省がいつているのは、保険料の全額免除はあかんよ、これが第1、第2は、資産
の状況を把握せずに、収入だけを算定して、それを一時の減免の対象だと、それから、
もう一つは、保険料減免に対する一般会計からの繰り入れはあかんよと、こういう3つ
の原則を掲げています。

愛知県下の中で、幸田町も含めて、いろんな減免制度を持っている自治体は29の自
治体。その29の自治体の中で、この3原則、たとえ1つでもそんなことを言っていた
ら、住民や市民を塗炭の苦しみ、あるいは、見殺しにしかねないから、国の言うことを
聞いてなるものかと、そういう言い方はしないにしても、国の3原則に風穴をあけて、
減免制度の拡充をしていく、それは、8つの自治体がある。

この近くでいけば、知立がそうであります。あるいは、日進とか、町村でいけば、扶
桑町とか、阿久比町、武豊町が、3原則の中の資産の制限を加えずに、収入の状況を判
断して、減免の対象に加えているということですよ。

資産をどう見るかと、幸田町の議会でも、自分のうちに住みながら、土地を持ちなが
ら、税金を滞納しているのは、もってのほかだという議論も前期ありました。

じゃあ、資産で、運用をして、土地や家屋や、あるいは、その資産を運用して金をも
うけている人も利益を上げる人もないとは言いません。

しかし、ごく一般的には、自分の家、土地を持つ、そうすると資産ありと、資産あり
だから減免の対象せずだよと、それをやりたかったら土地を売り払え、土地を売り払っ

て賃貸住宅に入ると、こういうところに落ちついていくといったときの減免とは何ぞやというものがあります。

そうしたことも含めていくなれば、私は、減免制度の充実、先ほど言った、国は3つの原則を掲げてやってはいけないといいながら、現実には風穴をあける、アリの一穴ではないけれども、そういう取り組みが、それぞれの市町の中でつくられているといったときに、幸田町として、やはり、それは見習うべき内容であろうなというふうに思うわけです。

そうした点で、別に3原則にこだわるというものではありませんが、減免制度をどのように拡充していくかという点での施策なり展望なりはお持ちでしょうか、答弁がいただきたい。

○議長（大嶽 弘君） 健康福祉部長。

○健康福祉部長（鈴木 司君） 保険料の軽減といいますか、減免といいますか、制度につきましては、町で、独自で持っておるわけですが、現在、この減免につきましても、所得の関係であるとか、死亡、失業、例えば、事業の廃止であるとか、そういった内容の、いわゆる減免の制度をもっております。

これで、さらに保育料の軽減の制度の中でも、1段階及び2段階、3段階については、当然、その軽減をさせていただいていると、そういったところで、現在、幸田町が取り組まさせていただいている。

先ほど申し上げた、丸山議員のときにも御答弁申し上げましたけれども、現在、この幸田町の中で、この第6期の関係の保険料、これを設定をさせていただいたものの、いわゆる保険率、これが、先ほど申し上げた国のほうでも、当然、引き下げの検討をしてみえる。幸田町についても、これに対応した形で、今後、さらに引き下げについては、していきたいということで、当然、減免については、経済的な余裕のない方ということでございますので、1、2、3段階については、当然、今からそういった見直しを平成27年、平成29年度で、さらに下げていきたいということを考えておりますので、町のそういった軽減、減免についての拡充を今のところは考えていない。

これは、今までもお話をさせていただいていますし、また、しばらくの間は、そのままの対応をさせていただきたいということであります。

○議長（大嶽 弘君） 以上で、14番、伊藤宗次君の質疑は終わりました。

以上で、第14号議案の質疑を打ち切ります。

ここで、お諮りします。

本日の日程はこれまでとし、第15号議案以降の質疑は3月10日火曜日に繰り延べたいと思います。これに御異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者多数）

○議長（大嶽 弘君） 御異議なしと認めます。

よって、第15号議案以降の質疑は3月10日火曜日に繰り延べることに決定しました。

以上をもって、本日の日程は終わりました。

本日は、これにて散会とします。

次回は、明日 3 月 1 0 日、午前 9 時から会議を再開しますので、よろしくお願いします。

長時間、御苦勞さまでございました。

散会 午後 4 時 1 3 分

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する

平成 2 7 年 3 月 9 日

議 長

議 員

議 員